

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例（第28号）…… 2
- 秋田市景観条例（第29号）…… 2
- 秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例（第30号）…… 4
- 秋田市営住宅条例の一部を改正する条例（第31号）…… 4
- 市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例（第32号）…… 5
- 秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例（第33号）…… 5
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第34号）…… 5

規 則

- 秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第38号）…… 6
- 秋田市景観条例施行規則（第39号）…… 6
- 秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（第40号）…… 8
- 秋田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（第41号）…… 9
- 秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則（第42号）…… 9
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第43号）…… 9

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第245号）……10
- 住民票の職権消除について（第246号）……10
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第247号）……10
- 現金取扱員への再委任について（第248号）……10
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第249号）……10
- 放置自転車等の撤去および保管について（第250号）……11
- 生活保護法による医療機関の指定について（第251号）……11
- 生活保護法による施術機関の指定について（第252号）……12
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第253号）……12
- 市道路線の廃止について（第254号）……12
- 市道路線の認定について（第255号）……12
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第256号）……13
- 国民健康保険税納入通知書の公示送達について（第257号）……15
- 秋田市景観計画の適用日について（第258号）……15
- 現金取扱員への再委任について（第259号）……15
- 平成21年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算および

- その要領について（第260号）……15
- 平成21年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第261号）……21
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第262号）……33
- 現金取扱員への再委任について（第263号）……33
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第264号）……33
- 放置自転車等の撤去および保管について（第265号）……33
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第266号）……33
- 交付要求通知書の公示送達について（第267号）……34
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第268号）……34
- 市道路線の供用開始について（第269号）……34
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第270号）……35

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第15号）……35

選 管 告 示

- 平成21年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第79号）……35

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第13号）……35

上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第39号）……35

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出の関係書類の縦覧について……36
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……36
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出の関係書類の縦覧について……36
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出の関係書類の縦覧について……37
- 予防接種法によるインフルエンザ定期予防接種について……37
- 秋田県取用委員会からの土地収用法施行令による通知について……37
- 秋田市斎場改築工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請の受付について……38
- 秋田市斎場改築電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請の受付について……39
- 秋田市斎場改築空調設備工事に係る特定建設工事共同企業

体の入札参加資格の申請の受付について……………	40
○差押財産の公売について……………	42
○都市計画事業の図書の写しの縦覧について……………	42
○秋田農業振興地域整備計画の変更について……………	42
○秋田市立土崎中学校特別・普通教室棟改築工事に係る特定建設 工事共同企業体の入札参加資格の申請の受付について……………	42
○ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風お よび結核の予防接種について……………	44
○入札参加希望者の公募について……………	44
○一般競争入札の執行について……………	45
○土地区画整理事業の終了の認可について……………	46
○北部市民サービスセンター（仮称）給排水衛生設備工事に係る 特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請の受付について ……………	46
○都市計画道路の変更にかかわる図書の写しの公衆の縦覧につい て……………	47
○入札参加希望者の公募について……………	47
○平成20年度に地積調査を行った地域の土地の地図および簿冊の 閲覧について……………	48
○インフルエンザ定期予防接種について……………	49
○インフルエンザ定期予防接種について……………	49

教 委 公 告

○平成22年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒の募集 について……………	49
○平成22年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集 について……………	49

上下水道局公告

○入札参加資格の申請の受付について……………	50
○入札参加希望者の公募について……………	51
○入札参加希望者の公募について……………	52
○平成21年度受益者負担金の賦課対象区域について……………	53
○入札参加希望者の公募について……………	53
○入札参加希望者の公募について……………	54
○入札参加希望者の公募について……………	55
○入札参加希望者の公募について……………	56

条 例

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例

秋田市商工業振興条例（昭和42年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は研究施設」を「、研究施設又は小売商業施設」に改める。

第2条第1項第2号ア中「10人以上」を「5人以上」に、「1億円」を「5,000万円」に改め、同号イ中「5人以上9人以下」を「3人又は4人」に、「10」を「5」に、「1億円」を「5,000万円」に改め、同項第3号ア中「5人以上」を「3人以上」に、「5,000万円」を「3,000万円」に改め、同号イ中「2人以上4人

以下」を「1人又は2人」に、「5から」を「3から」に、「5,000万円」を「3,000万円」に改め、同号ウ中「4人以下」を「2人以下」に改め、同項第4号ア中「10人以上」を「5人以上」に、「5,000万円」を「3,000万円」に改め、同号イ中「5人以上9人以下」を「3人又は4人」に、「10」を「5」に、「500万円」を「600万円」に、「5,000万円」を「3,000万円」に改め、同項第5号ア中「5人以上」を「3人以上」に、「5を」を「3を」に、「2,500万円」を「1,500万円」に改め、同号イ中「2人以上4人以下」を「1人又は2人」に、「5から」を「3から」に、「2,500万円」を「1,500万円」に改め、同項第6号中「1億円」を「5,000万円」に改め、同項第7号中「5,000万円」を「3,000万円」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 市内に本社を有する事業者のうち、本市において同一業種の事業を3年以上行っている者が行う投下固定資産総額が1,000万円を超える小売商業施設の新設等であって、次のいずれかに該当するもの

ア 当該小売商業施設の新設等に伴い、常時使用する従業員を2人以上新たに雇用する新設等

イ 当該小売商業施設の新設等に伴い、常時使用する従業員を1人以上新たに雇用し、かつ、当該投下固定資産総額の2分の1に相当する額以上の投下固定資産を市内に本社を有する事業者から取得した新設等

第4条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市内企業競争力強化助成金

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市景観条例をここに公布する。

平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市景観条例

秋田市都市景観条例（平成14年秋田市条例第26号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 景観計画（第4条―第6条）

第3章 景観計画区域内における行為の届出等（第7条―第11条）

第4章 景観を著しく阻害する要因に対する措置（第12条）

第5章 景観重要建造物および景観重要樹木（第13条―第15条）

第6章 景観まちづくり団体等（第16条・第17条）

第7章 表彰および支援（第18条・第19条）

第8章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関

し必要な事項を定めるとともに、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市条例第25号。以下「基本条例」という。）第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、優れた景観の創造および保全（以下「景観形成」という。）に関し必要な事項を定めることにより、景観形成のための施策を総合的かつ一体的に展開し、市民の共有財産である優れた景観を市民一人ひとりの手によってつくり育てていくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築物および工作物（土地もしくは建築物に定着し、又は継続して設置される工作物のうち、建築物および広告物以外のもので規則で定めるものをいう。）をいう。
- (2) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (3) 景観まちづくり まちの景観を維持し、継承し、および改善するための活動をいう。

（景観形成の基本原則）

第3条 景観形成は、基本理念のっとり、市、市民および事業者がそれぞれの担うべき役割を認識し、相互に協力し、および連携するとともに、景観形成の主体である市民および事業者の取組を市が支援することにより、推進されなければならない。

2 市は、前項の取組が促進されるよう、市民協働による景観まちづくりのために必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 景観計画

（景観計画）

第4条 市長は、景観形成のための施策を総合的かつ一体的に展開するため、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ基本条例第9条第1項の秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（景観計画の策定等の提案をすることができる団体）

第5条 法第11条第2項の条例で定める団体は、地域の景観まちづくりを行う団体であって規則で定めるものとする。

（景観まちづくり地区）

第6条 市長は、景観計画において、景観計画区域内にあって、景観形成を重点的に推進する必要があると認める地区又は法第11条第1項の規定による住民提案により景観計画を変更した地区を景観まちづくり地区として定めるものとする。

2 市長は、法第8条第2項第2号の良好な景観の形成に関する方針、同項第3号の行為の制限に関する事項その他必要な事項を景観まちづくり地区ごとに定めるものとする。

第3章 景観計画区域内における行為の届出等

（届出を要しない行為）

第7条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の建築等で次に掲げるもの以外のもの
 - ア 高さが10メートルを超えるもの（増築又は改築により新たに高さが10メートルを超えることとなる場合を含む。）
 - イ 建築面積が1,000平方メートルを超えるもの（増築又は改築により新たに建築面積が1,000平方メートルを超える

こととなる場合を含む。）

- (2) 工作物の建設等で高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さとする。以下この号において同じ。）が10メートルを超えるもの（増築又は改築により新たに高さが10メートルを超えることとなる場合を含む。）以外のもの

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為

(4) その他軽易な行為で規則で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、景観まちづくり地区に係る届出を要しない行為については、市長が別に定める。

（行為の届出に添付する図書）

第8条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、景観計画に定める大規模行為に関する景観形成基準に適合する旨等を示した図書その他規則で定める図書とする。

2 前項の規定は、法第16条第2項の規定による届出について準用する。

（助言および指導）

第9条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な措置を講ずるよう助言又は指導をするものとする。

（勧告に係る意見聴取）

第10条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

（勧告に従わない旨の公表）

第11条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ勧告に従わない者に対し、秋田市政行政手続条例（平成7年秋田市条例第44号）第3章第3節の規定の例により、弁明の機会を付与しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、前項の弁明の内容を審議会に報告しなければならない。

第4章 景観を著しく阻害する要因に対する措置

第12条 市長は、建築物等、広告物その他景観に影響を与える要素が景観を著しく阻害していると認めるときもしくは阻害するおそれがあると認めるとき又は景観計画に明らかに適合しないと認めるときは、その所有者又は原因者に対し、必要な措置を講ずるよう協力を要請することができる。

2 市長は、前項の規定により協力を要請するときは、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

第5章 景観重要建造物および景観重要樹木

（景観重要建造物等の指定の手続）

第13条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条第1項もしくは第2項の規定によ

る景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項もしくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。
(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第14条 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 消火器の設置その他防災上の措置を講ずること。
 - (2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造および建築設備の状況を定期的に点検すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。
- (景観重要樹木の管理の方法の基準)

第15条 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐために必要な措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

第6章 景観まちづくり団体等 (景観まちづくり団体等の登録)

第16条 市長は、市民協働による地域の景観づくりを推進するため、景観まちづくりを自主的に行う団体その他地域の景観づくりの推進に必要と認めるものを登録することができる。

2 前項の規定による登録に関し必要な事項は、規則で定める。
(景観まちづくりに関する意見聴取)

第17条 市長は、地域の景観まちづくりを推進するため、必要に応じて、前条第1項の規定により登録した団体（以下「景観まちづくり団体」という。）から当該地域の景観まちづくりに関する意見を聴くことができる。

第7章 表彰および支援 (表彰)

第18条 市長は、規則で定めるところにより、景観形成に寄与していると認められる建築物等、広告物その他の物件の所有者、設計者もしくは施工者又は景観形成に貢献している個人もしくは団体を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定による表彰をした場合は、その旨を公表し、広く周知を図るよう努めるものとする。
(支援)

第19条 市長は、景観まちづくり団体その他景観形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、その活動又は行為について必要があると認めるときは、技術的援助その他の支援をすることができる。

第8章 雑則 (委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の秋田市都市景観条例の規定によりなされている届出その他の行為については、なお従前の例による。

秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例

秋田市屋外広告物条例（平成8年秋田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の2号を加える。

- (1) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物
- (2) 景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木第7条第3項第1号中「又は第9号」を「、第9号又は第11号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第31号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「および老人」を「、老人」に改め、「備えている者」の次に「その他市長が特に必要と認める者」を加え、「者に」を「ものに」に改める。

第12条第1項中「第23条第1項」を「第22条の2第1項」に改める。

第23条を第22条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

(定期入居の決定等)

第23条 市長は、第6条の申込みをした者のうち、第7条第2項の市長が特に必要と認める者について、10年を超えない範囲内において規則で定める期間に限って、入居を決定することができる。

- 2 前項の規定による入居の決定（以下「定期入居決定」という。）は、その更新がなく、前項の期間の満了によってその効力を失うものとする。
- 3 市長は、定期入居決定をしようとするときは、入居予定者に対し、規則で定めるところにより、前項に規定する事項についての説明を行うものとする。
- 4 前項の説明を受けた入居予定者は、第9条第1項に規定する入居の手続のほか、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、定期入居決定を受けた入居者に対し、第1項の期間の満了する日の1年前から6月前までの間に、当該期間の満了により当該定期入居決定が効力を失う旨を通知するものとする。
- 6 定期入居決定を受けた入居者は、第1項の期間が満了する日までに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 7 第2項の規定にかかわらず、定期入居決定を受けた入居者が、当該定期入居決定を受けた後に第19条第1項又は第2項に規定する者に該当するに至ったことを理由として当該市営住宅を明け渡す旨の申出をしたときは、市長は、当該定期入居決定の効

力を将来に向けて失わせることができる。

8 市長は、第1項の期間が満了する日において、定期入居決定を受けた入居者が第5条に規定する条件を具備する者であって市長が定める要件を満たすものである場合は、当該入居者の申込みにより、5年を超えない範囲内において当該期間を延長することができる。

9 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定により期間を延長する場合に準用する。

第23条の5中「第23条第1項」を「第22条の2第1項」に改める。

第25条第4号中「第23条第1項第1号」を「第22条の2第1項第1号」に改める。

第31条中「第23条第1項」を「第22条の2第1項」に改める。

別表第1中

秋田市金砂町市営住宅	秋田市保戸野金砂町4番
秋田市将軍野市営住宅	秋田市将軍野東一丁目5番7号
秋田市川尻市営住宅	秋田市川尻上野町1番
秋田市割山市営住宅	秋田市割山町3番ほか

秋田市川尻市営住宅	秋田市川尻上野町1番
-----------	------------

秋田市手形山市営住宅	秋田市手形山西町2番
秋田市新屋沖田市営住宅	秋田市新屋沖田町12番

秋田市手形山市営住宅	秋田市手形山西町2番
------------	------------

秋田市糠塚市営住宅	秋田市雄和妙法字糠塚58番地1
秋田市新波市営住宅	秋田市雄和新波字樋口60番地ほか

秋田市糠塚市営住宅	秋田市雄和妙法字糠塚43番地6
秋田市新波市営住宅	秋田市雄和新波字樋口48番地4ほか

める。

別表第3を次のように改める。

名 称	位 置
秋田市糠塚市営住宅	秋田市雄和妙法字糠塚43番地8

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第32号

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例

市立秋田総合病院使用料および手数料条例（昭和29年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中

特別個室	1日につき	11,000円
普通個室A	1日につき	6,000円
普通個室B	1日につき	5,000円
普通個室C	1日につき	2,000円
2人室	1日につき	1,200円

患者の希望により
使用した場合

特別個室	1日につき	11,000円
普通個室A	1日につき	6,000円
普通個室B	1日につき	5,000円
普通個室C	1日につき	2,000円
2人室	1日につき	1,200円

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市立秋田総合病院使用料および手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療又は利用に係る使用料から適用し、同日前の診療又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第33号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立赤平小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第34号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第93号の次に次のように加える。

93の2 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	240,000円
--	----------------	----------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第2条第1項の規定により同法による改正後の土壌汚染対策法第22条第2項の規定の例により行うことができることとされた同条第1項の許可の申請については、この条例の施行の日

前においても、この条例による改正後の秋田市手数料条例別表第2第93号の2の規定の例により、手数料を徴収する。

規 則

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第38号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 小売商業施設 小売商業の事業の用に供する家屋および設備をいう。

第2条第5号中「又は研究施設」を「、研究施設又は小売商業施設」に改める。

第3条第1項中「第4号まで」を「第5号まで」に改め、同項第1号中「認定事業者」という。）の次に「(同項第8号に係る者を除く。第3号において同じ。)」を加え、同項第2号中「もしくは公害防止施設」を「、公害防止施設、新エネルギー施設もしくは省エネルギー施設」に改め、同項第4号中「1年以上使用した従業員の数に25万円を乗じて計算した金額に相当する額」を「次に掲げる額の合計額」に改め、同号に次のように加える。

ア 期間の定めのない労働契約を締結した従業員にあっては50万円を、期間の定めのある労働契約を締結した従業員にあっては25万円をそれぞれ1年以上使用した当該従業員の数に乘じて計算した額の合計額

イ 操業開始の日において当該操業のための業務以外の業務に従事するため雇用された者で、アに掲げる従業員が雇用された日のうち最も早い日以後に期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に変更して労働契約を締結したものにあっては、25万円を1年以上使用した当該労働契約を締結した者の数に乘じて計算した額（その額が25万円をアに掲げる期間の定めのある労働契約を締結した従業員の数に乘じて計算した額を超えるときは、25万円を当該期間の定めのある労働契約を締結した従業員の数に乘じて計算した額）

第3条第1項に次の1号を加える。

(5) 市内企業競争力強化助成金 認定事業者（条例第2条第1項第8号に係る者に限る。）が平成22年3月末日までに操業を開始した場合に限り、投下固定資産総額を次に掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した額の合計額に相当する額

ア 1,000万円以下の金額 100分の10

イ 1,000万円を超え2,000万円以下の金額 100分の5

ウ 2,000万円を超える金額 100分の3

第3条第3項中「第4号」を「第5号」に改める。

別表イ中「5人以上19人以下」を「3人以上19人以下」に、「1億円超2億円以下」を「5,000万円超2億円以下」に改め、同表ウ中「5,000万円超1億円以下」を「3,000万円超1億円以下」に改め、同表エ中「5人以上19人以下」を「3人以上19人以下」に、「5,000万円超1億円以下」を「3,000万円超1億円以下」に

改め、同表オ中「2人以上9人以下」を「1人以上9人以下」に改め、同表カ中「1億円超2億円以下」を「5,000万円超2億円以下」に改め、同表キ中「5,000万円超1億円以下」を「3,000万円超1億円以下」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市景観条例施行規則をここに公布する。

平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第39号

秋田市景観条例施行規則

秋田市都市景観条例施行規則（平成14年秋田市規則第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市景観条例（平成21年秋田市条例第29号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）および条例の例による。

（工作物の範囲）

第3条 条例第2条第1号の規則で定めるものは、次に掲げる工作物とする。

(1) 門その他これに類するもの

(2) 堀、擁壁、さく、金網その他これらに類するもの

(3) 煙突、排気塔、冷却塔、アンテナその他これらに類するものの

(4) 電柱の用に供する柱以外の柱であって、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

(5) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

(6) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの

(7) 製造施設、貯蔵施設、粉碎施設、処理施設、遊戯施設その他これらに類するもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

（景観計画の策定等の提案をすることができる団体）

第4条 条例第5条の規則で定めるものは、条例第16条第1項の規定により登録した団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって、地域の景観づくりの推進に寄与するものとして市長が認めるものとする。

(1) 定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。

(2) 10人以上の構成員を有すること。

(3) 役員名簿および構成員名簿を作成していること。

(4) 事業計画書および収支予算書を作成していること。

（軽易な行為）

第5条 条例第7条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の増築、改築又は移転のうち、当該増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

- (2) 建築物の外壁の塗り替えのうち、当該塗り替えに係る面積が鉛直投影で一壁面の過半でないもの
(行為の届出に添付する図書)

第6条 条例第8条第1項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、市長が必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

- (1) 平面図
- (2) 外部仕上表
- (3) 植栽の位置、附属設備等を示した外構図
- (4) 当該届出に係る建築物等およびその周辺の状況を示した完成予想図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(景観重要建造物を表示する標識)

第7条 法第21条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物である旨
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 指定年月日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の標識は、当該景観重要建造物の形態意匠にふさわしいものとし、当該景観重要建造物の存する敷地内で道路等から容易に望見できる場所に設置するものとする。

(景観重要樹木を表示する標識)

第8条 法第30条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要樹木である旨
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 指定年月日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の標識は、当該景観重要樹木の存する敷地内で道路等から容易に望見できる場所に設置するものとする。

(身分証明書)

第9条 法第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する身分証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(景観まちづくり団体の登録)

第10条 条例第16条第1項の規定による景観まちづくりを自主的に行う団体の登録は、次の各号のいずれにも該当する団体について行うものとする。

- (1) 良好な景観の形成を推進するための活動を行うものであること。
- (2) 構成員の全部又は一部が市内に住所を有すること。
- (3) 活動の区域が市内であること。
- (4) 営利を目的とするものでないこと。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を強化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

2 前項の規定により登録した団体(以下「景観まちづくり団体」という。)は、登録内容を変更した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

3 景観まちづくり団体は、その団体が解散し、又は良好な景観の形成を推進する活動を休止した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

4 市長は、景観まちづくり団体が第1項各号に掲げる事項のい

ずれかを欠くものと判断した場合は、その登録を取り消すものとする。

(表彰)

第11条 条例第18条第1項の規定による表彰は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民が選ぶ景観賞
- (2) 景観活動賞
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて別に定めるもの

2 前項に掲げる表彰に係る被表彰者の選定は、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例(平成14年秋田市条例第25号)第9条第1項の秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会の審査を経て、市長が行うものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）
（表面）

6 セ ン チ メ ー ト ル	9 センチメートル	
	写 真	身 分 証 明 書
		第 号
		所 属
		職 名
		氏 名
		生年月日
	この者は、景観法（平成16年法律第110号）第23条第2項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復等を行う者であることを証明する。	
	有効期間	自 年 月 日
		至 年 月 日
		年 月 日
	秋田市長	印

（裏面）

景 観 法（抜粋）
（原状回復命令等）
第23条 （略）
2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
（原状回復命令等についての準用）
第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。
2 （略）

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する
平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志
秋田市規則第40号
秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市屋外広告物条例施行規則（平成9年秋田市規則第62号）

の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 高さ（当該広告物又は当該掲出物件が建築物と一体となつて表示され、又は設置される場合にあっては、地盤面から当該広告物又は当該掲出物件の上端までの高さとする。第5条において同じ。）が10メートルを超え、かつ、表示又は設置の期間が2箇月を超える広告物又は掲出物件（以下「大規模広告物等」という。）については、色彩を示した意匠図、現況カラー写真（敷地の周辺を含む2方向以上から撮影したものとする。）および景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に定める屋外広告物に関する景観形成基準（以下「景観形成基準」という。）に適合する旨等を示した図書

第5条に後段として次のように加える。

この場合において、当該広告物又は当該掲出物件が大規模広告物等（変更又は改造により新たに高さが10メートルを超えることとなる場合を含む。）であるときは、第2条第3号に掲げる図書を添付するものとする。

別表第1に次の1号を加える。

- (5) その他景観形成基準に適合するものであること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。（経過措置）
- 2 改正後の秋田市屋外広告物条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の広告物の表示又は掲出物件の設置に係る許可について適用し、同日前の広告物の表示又は掲出物件の設置に係る許可については、なお従前の例による。

秋田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第41号

秋田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市営住宅条例施行規則（昭和29年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第16条を第23条とし、第12条から第15条までを7条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の7条を加える。

第12条 条例第23条第1項の規則で定める期間は、条例第9条第3項の入居可能日から起算して9年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

第13条 条例第23条第3項の規定による説明は、定期入居決定に関する説明書を交付して行うものとする。

第14条 条例第23条第4項の規定による書類の提出は、定期入居決定に関する説明を受けた旨の証明書を提出することにより行わなければならない。

第15条 条例第23条第1項の規定による市営住宅への入居の決定（以下「定期入居決定」という。）をした場合において、条例第7条第3項の規定によりその旨を通知するときは、第3条の規定にかかわらず、定期入居決定書によるものとする。

第16条 前条の定期入居決定書の交付を受けた者が、条例第9条第1項の規定により使用証書を提出するときは、第4条の規定にかかわらず、使用証書（定期入居決定用）によるものとする。

第17条 条例第23条第5項の規定による通知は、定期入居決定期間満了通知書によるものとする。

第18条 条例第23条第8項の規定による期間の延長を受けようとする者は、入居期間延長申込書を市長に提出しなければならない。

別記様式中「第15条関係」を「第22条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第42号

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則（平成7年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「事業所整備」を「設備資金」に改め、同条第7号中「店舗新改築設備資金」を「設備資金」に改める。

別表商店街空き店舗等利用資金の項を次のように改める。

商店街空き店舗等利用資金	産業分類の大分類上の区分による情報通信業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業およびサービス業（他に分類されないもの）ならびに産業分類の小分類上の区分による駐車場業の中小企業者ならびに組合等であつて、空き店舗等を利用するもの。ただし、本市内に事業所を有する場合は、市税を完納している者に限る。	1 貸付限度額 5,000万円（総事業費の100分の80に相当する額を限度とする。） 2 貸付利率 年 7.5パーセント以内 3 返済期限 10 年以内（据置期間を含む。） 4 据置期間 6 月以内 5 協会の保証の 要否 必要
--------------	---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年10月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第43号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市手数料条例の一部を改正する条例（平成21年秋田市条例

第34号)の施行期日は、平成22年4月1日とする。ただし、同条例附則第2項の規定の施行期日は、平成21年10月23日とする。

告 示

秋田市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年10月1日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 す る 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
千葉 孝之	佐々木重憲	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第246号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年10月1日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市新屋松美ガ丘南町8番7号	布施 泰男

(教示)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。
さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)
(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)
(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定によ

り、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第247号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年10月1日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 送達する書類
平成21年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年10月5日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 す る 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
最上 徹	畠山 郁子	複写機使用料および自主事業に関する収入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
土田 繁	兄玉真喜子	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
土田 繁	長谷川真紀子	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
土田 繁	大熊 寛子	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第249号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年10月6日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

1 担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	医療機関名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
31	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	秋田市長 穂 積 志	平成21年4月14日

2 担当する医療の種類：整形外科に関する医療

指定番号	医療機関名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
32	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	秋田市長 穂 積 志	平成21年4月14日

3 担当する医療の種類：耳鼻咽喉科に関する医療

指定番号	医療機関名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
33	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	秋田市長 穂 積 志	平成21年4月14日

秋田市告示第250号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年10月6日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 29台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年9月16日から平成21年9月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成21年10月20日から平成22年4月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第251号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第

49条および第50条の2の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
御 所 野 ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山260番地1	平成21年 5月19日
ほ ど の 歯科クリニック	秋田市保戸野桜町19番3号	平成21年 5月21日
外旭川サテライト ク リ ニ ッ ク	秋田市外旭川字中谷地46番地	平成21年 6月1日
外旭川サテライト クリニック（歯科）	秋田市外旭川字中谷地46番地	平成21年 6月1日
ニ ュ ー タ ウ ン さ く ら 薬 局	秋田市御所野地蔵田二丁目1番3-5号	平成21年 5月15日
山 王 中 園 薬 局	秋田市山王中園町10番28号	平成21年 5月26日
しょうぐんの薬局	秋田市將軍野南一丁目10番60号	平成21年 6月1日
つちざき南薬局	秋田市土崎港南三丁目5番10号	平成21年 6月10日

2 変更

名 称	変更事項（名称・所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
外旭川訪問看護 ステーション	秋田市外旭川 字三後田200 番地 外旭川病院訪 問看護ステー ション	秋田市外旭川 字中谷地46番 地 外旭川訪問看 護ステーショ ン	平成20年 9月13日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
しょうぐんの薬局	秋田市將軍野南三丁目10番8号	平成20年 11月2日

秋田市告示第252号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療支援給付の

ための施術を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成21年10月7日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
和 田 徹	和田鍼灸治療院	秋田市新屋船場町4番44号	平成21年5月1日
佐々木 伸 子	マッサージふれあい心のサービス秋田東店	秋田市横森一丁目16番23号	平成21年5月1日

秋田市告示第253号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成21年10月8日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
384	秋田市泉中央三丁目2番10号	ローソン秋田泉中央三丁目店

秋田市告示第254号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年10月8日

秋田市長 穂 積 志

1 廃止路線

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
40853	濁川団地33号線	濁川字草刈場1番50地先 濁川字草刈場1番80地先	
40855	濁川団地35号線	濁川字草刈場1番7地先 濁川字草刈場1番65地先	
50892	御野場仁井田線	御野場新町二丁目200番319地先 仁井田新田二丁目379番1地先	

2 縦覧期間

平成21年10月9日から

平成21年10月22日まで

市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年10月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第255号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、

1 認定路線

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
10304	川元山下町9号線	川元山下町77番11地先 川元山下町77番14地先	
41252	土崎北9号線	土崎港北四丁目207番119地先 土崎港北四丁目207番372地先	
41253	土崎北10号線	土崎港北四丁目207番387地先 土崎港北四丁目207番383地先	
41254	土崎北11号線	土崎港北四丁目207番378地先 土崎港北四丁目207番376地先	

4 1 2 5 5	外旭川野村 4 号線	外旭川字野村187番 7 地先 外旭川字野村187番 7 地先	
4 1 2 5 6	濁川団地 40 号線	濁川字草刈場 1 番50地先 濁川字草刈場 1 番63地先	
4 1 2 5 7	濁川団地 41 号線	濁川字草刈場 1 番 7 地先 濁川字草刈場 1 番80地先	
4 1 2 5 8	濁川団地 42 号線	濁川字草刈場 1 番66地先 濁川字菅場 1 番 3 地先	
5 1 0 2 6	牛 島 西 三 丁 目 26 号 線	牛島西三丁目326番14地先 牛島西三丁目290番 5 地先	
5 1 0 2 7	西 潟 敷 13 号 線	仁井田字西潟敷17番12地先 仁井田字西潟敷17番 7 地先	
5 1 0 2 8	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 197 号 線	御所野地藏田四丁目70番地地先 御所野地藏田四丁目28番 7 地先	
5 1 0 2 9	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 198 号 線	御所野地藏田四丁目29番10地先 御所野地藏田四丁目29番 5 地先	
5 1 0 3 0	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 199 号 線	御所野地藏田四丁目30番 3 地先 御所野地藏田四丁目30番 2 地先	
7 0 5 9 1	堤台二丁目 1 号線	御所野堤台二丁目 6 番117地先 御所野堤台二丁目 6 番 1 地先	
7 0 5 9 2	堤台二丁目 2 号線	御所野堤台二丁目 2 番 2 地先 御所野堤台二丁目 1 番 1 地先	
7 0 5 9 3	堤台二丁目 3 号線	御所野堤台二丁目15番地地先 御所野堤台二丁目13番地地先	
7 0 5 9 4	堤台二丁目 4 号線	御所野堤台二丁目 6 番124地先 御所野堤台二丁目 6 番30地先	
7 0 5 9 5	堤台二丁目 5 号線	御所野堤台二丁目 6 番25地先 御所野堤台二丁目 6 番30地先	
7 0 5 9 6	堤台二丁目 6 号線	御所野堤台二丁目 6 番123地先 御所野堤台二丁目 6 番57地先	
7 0 5 9 7	堤台二丁目 7 号線	御所野堤台二丁目 6 番91地先 御所野堤台二丁目 6 番84地先	
7 0 5 9 8	堤台二丁目 8 号線	御所野堤台二丁目 6 番76地先 御所野堤台二丁目 6 番70地先	
7 0 5 9 9	堤台二丁目 9 号線	御所野堤台二丁目 6 番63地先 御所野堤台二丁目 6 番58地先	
7 0 6 0 0	堤台二丁目10号線	御所野堤台二丁目 6 番 1 地先 御所野堤台二丁目 6 番32地先	
7 0 6 0 1	堤台二丁目11号線	御所野堤台二丁目 6 番 1 地先 御所野堤台二丁目 6 番 1 地先	
7 0 6 0 2	堤台二丁目12号線	御所野堤台二丁目 6 番115地先 御所野堤台二丁目 6 番108地先	
9 0 4 6 4	金 足 小 泉 9 号 線	金足小泉字潟向11番 3 地先 金足小泉字潟向11番 3 地先	
1 0 0 3 1 1	北 野 田 高 屋 自 歩 道 線	河辺北野田高屋字榊表 7 番 2 地先 河辺北野田高屋字雷谷地67番 6 地先	

2 縦覧期間

平成21年10月 9 日から

平成21年10月22日まで

秋田市告示第256号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の
規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

平成21年10月 8 日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	川元山下町 9 号線	川元山下町77番11地先 川元山下町77番14地先	51.10	6.00
市道	土 崎 北 9 号 線	土崎港北四丁目207番119地先 土崎港北四丁目207番372地先	258.70	6.00 ～ 6.50
市道	土 崎 北 10 号 線	土崎港北四丁目207番387地先 土崎港北四丁目207番383地先	60.70	6.00
市道	土 崎 北 11 号 線	土崎港北四丁目207番378地先 土崎港北四丁目207番376地先	43.10	6.00
市道	外旭川野村 4 号線	外旭川字野村187番 7 地先 外旭川字野村187番 7 地先	194.10	6.00 ～ 6.30
市道	濁川団地 40 号線	濁川字草刈場 1 番50地先 濁川字草刈場 1 番63地先	54.00	6.00
市道	濁川団地 41 号線	濁川字草刈場 1 番 7 地先 濁川字草刈場 1 番80地先	75.10	6.00
市道	濁川団地 42 号線	濁川字草刈場 1 番66地先 濁川字菅場 1 番 3 地先	57.70	4.20 ～ 6.00
市道	牛 島 西 三 丁 目 26 号 線	牛島西三丁目326番14地先 牛島西三丁目290番 5 地先	90.00	4.00 ～ 6.00
市道	西 潟 敷 13 号 線	仁井田字西潟敷17番12地先 仁井田字西潟敷17番 7 地先	82.00	4.40 ～ 6.00
市道	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 197 号 線	御所野地蔵田四丁目70番地地先 御所野地蔵田四丁目28番 7 地先	125.10	8.00
市道	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 198 号 線	御所野地蔵田四丁目29番10地先 御所野地蔵田四丁目29番 5 地先	101.70	6.00
市道	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 199 号 線	御所野地蔵田四丁目30番 3 地先 御所野地蔵田四丁目30番 2 地先	43.30	6.00
市道	堤台二丁目 1 号線	御所野堤台二丁目 6 番117地先 御所野堤台二丁目 6 番 1 地先	416.50	9.00
市道	堤台二丁目 2 号線	御所野堤台二丁目 2 番 2 地先 御所野堤台二丁目 1 番 1 地先	367.30	9.00
市道	堤台二丁目 3 号線	御所野堤台二丁目15番地地先 御所野堤台二丁目13番地地先	544.30	6.00 ～ 6.50
市道	堤台二丁目 4 号線	御所野堤台二丁目 6 番124地先 御所野堤台二丁目 6 番30地先	240.00	12.00
市道	堤台二丁目 5 号線	御所野堤台二丁目 6 番25地先 御所野堤台二丁目 6 番30地先	100.00	9.00
市道	堤台二丁目 6 号線	御所野堤台二丁目 6 番123地先 御所野堤台二丁目 6 番57地先	117.00	6.00
市道	堤台二丁目 7 号線	御所野堤台二丁目 6 番91地先 御所野堤台二丁目 6 番84地先	100.00	6.00
市道	堤台二丁目 8 号線	御所野堤台二丁目 6 番76地先 御所野堤台二丁目 6 番70地先	95.00	6.00
市道	堤台二丁目 9 号線	御所野堤台二丁目 6 番63地先 御所野堤台二丁目 6 番58地先	77.00	6.00
市道	堤台二丁目10号線	御所野堤台二丁目 6 番 1 地先 御所野堤台二丁目 6 番32地先	110.00	6.00
市道	堤台二丁目11号線	御所野堤台二丁目 6 番 1 地先 御所野堤台二丁目 6 番 1 地先	60.00	6.00
市道	堤台二丁目12号線	御所野堤台二丁目 6 番115地先 御所野堤台二丁目 6 番108地先	98.00	6.00
市道	金足小泉 9 号線	金足小泉字潟向11番 3 地先 金足小泉字潟向11番 3 地先	215.00	4.00

市道	北 野 田 高 屋 自 歩 道 線	河辺北野田高屋字櫛表 7 番 2 地先 河辺北野田高屋字雷谷地67番 6 地先	105.00	3.00
----	----------------------	--	--------	------

2 区域決定および供用開始の期日

平成21年10月 9 日

3 縦覧期間

平成21年10月 9 日から

平成21年10月22日まで

秋田市告示第257号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年10月 9 日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成21年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第258号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき策定した秋田市景観計画の適用日について、平成21年3月31日付け秋田市告示第80号第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月 9 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市景観計画の適用日

秋田市景観計画の第1編および第2編は、平成21年11月1日から適用する。

秋田市告示第259号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年10月13日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 19,955,000	千円 760,723	千円 20,715,723
	1 地方交付税	19,955,000	760,723	20,715,723
15 国庫支出金		13,224,699	1,030,315	14,255,014
	1 国庫負担金	9,862,103	25,508	9,887,611
	2 国庫補助金	3,259,616	999,907	4,259,523

委 任 する 出 納 員	委任を受ける 現 金 取 扱 員	委 任 事 務
北橋 洋悦	吉田 千秋	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務

秋田市告示第260号

平成21年10月5日の「平成20年9月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成21年10月14日

秋田市長 穂 積 志

平成21年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

平成21年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,588,397千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,720,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（市債の補正）

第4条 市債の補正は、「第4表 市債補正」による。

	3 委託金	102,980	4,900	107,880
16 県支出金		5,776,308	639,333	6,415,641
	2 県補助金	2,414,970	639,333	3,054,303
20 繰越金		1,197,100	94,000	1,291,100
	1 繰越金	1,197,100	94,000	1,291,100
21 諸収入		6,448,178	826	6,449,004
	5 雑入	1,028,559	826	1,029,385
22 市債		11,834,300	63,200	11,897,500
	1 市債	11,834,300	63,200	11,897,500
歳 入 合 計		115,132,383	2,588,397	117,720,780

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 13,012,883	千円 419,549	千円 13,432,432
	1 総務管理費	10,748,662	38,650	10,787,312
	2 徴税費	1,335,373	380,899	1,716,272
3 民生費		34,543,671	561,512	35,105,183
	1 社会福祉費	16,230,439	47,555	16,277,994
	2 児童福祉費	9,671,451	292,449	9,963,900
	3 生活保護費	8,583,924	221,508	8,805,432
4 衛生費		9,038,572	260,154	9,298,726
	1 環境衛生費	562,576	38,000	600,576
	2 保健所費	1,950,080	49,762	1,999,842
	3 清掃費	4,943,874	23,892	4,967,766
	5 上下水道費	204,320	148,500	352,820
6 農林水産業費		1,958,817	144,487	2,103,304
	1 農業費	1,567,492	144,487	1,711,979
7 商工費		6,432,656	119,118	6,551,774

	1 商工費	6,432,656	119,118	6,551,774
8 土 木 費		17,555,422	414,630	17,970,052
	2 道路橋りょう費	4,137,715	6,704	4,144,419
	4 港湾費	218,354	85,861	304,215
	5 都市計画費	4,994,566	255,284	5,249,850
	7 住宅費	2,425,542	66,781	2,492,323
9 消 防 費		3,525,775	146,935	3,672,710
	1 消防費	3,525,775	146,935	3,672,710
10 教 育 費		10,577,413	477,267	11,054,680
	1 教育総務費	1,930,928	4,391	1,935,319
	2 小学校費	2,517,701	98,826	2,616,527
	3 中学校費	1,811,927	136,758	1,948,685
	5 社会教育費	2,138,068	147,343	2,285,411
	6 保健体育費	498,969	84,180	583,149
	8 短期大学費	723,719	5,769	729,488
11 災害復旧費		5	44,745	44,750
	2 公共土木施設災害復旧費	1	44,745	44,746
歳 出 合 計		115,132,383	2,588,397	117,720,780

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	3 中学校費	土 崎 中 学 校 増 改 築 等 事 業	529,673	平成21年度	19,551
				平成22年度	510,122

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額
3 民 生 費	2 児童福祉費	子育て応援特別手当支給事業	57,684
6 農林水産業費	1 農業費	農林産物直売施設整備費補助金	48,000
		橋りょう整備事業	76,500
7 商 工 費	1 商工費	大森山動物園会計繰出金	89,460

8 土 木 費	5 都市計画費	土崎駅バリアフリー化設備整備費補助金	43,822
10 教 育 費	3 中学校費	雄和中学校増改築等事業	49,952
	5 社会教育費	明徳館施設整備等経費	46,736

第4表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
土 地 区 画 整 理 費	740,400	28,800	769,200			
公 園 整 備 費	170,500	11,200	181,700			
住 宅 費	1,151,800	300	1,152,100			
中 学 校 費	1,069,300	7,500	1,076,800			
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	—	15,400	15,400	普通貸借 又は証券 発行	5.0％以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
計	11,834,300	63,200	11,897,500			

平成21年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）
平成21年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216,949千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,635,591千
円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算
補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 492,200	千円 173,300	千円 665,500
	1 国庫補助金	492,200	173,300	665,500
4 繰 入 金		855,942	99,550	955,492
	1 繰入金	855,942	99,550	955,492
5 繰 越 金		68,000	△55,901	12,099
	1 繰越金	68,000	△55,901	12,099
歳 入 合 計		1,418,642	216,949	1,635,591

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 1,416,142	千円 216,949	千円 1,633,091
	1 土地区画整理費	1,416,142	216,949	1,633,091
歳 出 合 計		1,418,642	216,949	1,635,591

平成21年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）
平成21年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,000千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,451千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		千円 10,080	千円 38,000	千円 48,080
	1 繰入金	10,080	38,000	48,080
歳 入 合 計		46,451	38,000	84,451

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 事業費		千円 10,080	千円 38,000	千円 48,080
	1 事業費	10,080	38,000	48,080
歳 出 合 計		46,451	38,000	84,451

平成21年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第3号）
平成21年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108,443千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ537,291千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 342,658	千円 108,443	千円 451,101
	1 繰入金	342,658	108,443	451,101
歳 入 合 計		428,848	108,443	537,291

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 事 業 費		千円 5,020	千円 108,443	千円 113,463
	1 動物園施設整備費	5,020	108,443	113,463
歳 出 合 計		428,848	108,443	537,291

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
4 事 業 費	1 動物園施設整備費	動物園施設等整備事業	89,460

平成21年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）
平成21年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

43,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
20,456,562千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表
歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰 越 金		千円 5,495	千円 43,098	千円 48,593
	1 繰越金	5,495	43,098	48,593
歳 入 合 計		20,413,464	43,098	20,456,562

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸 支 出 金		千円 5,502	千円 43,098	千円 48,600
	1 償還金及び還付加算金	5,502	43,098	48,600
歳 出 合 計		20,413,464	43,098	20,456,562

平成21年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）
（総則）
第1条 平成21年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成21年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」とい
う。）第2条に定める業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決 補正
予定量) (予定量) (計)

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 配水管整備工事

配 水 管 布 設 5,570 220 5,790

m m m
配水管布設替 17,670 3,110 20,780
m m m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の
とおり補正する。

(科 目) (既決 補正
予定額) (予定額) (計)

支 出

第1款 水道事業費用 7,149,781 55,000 7,204,781
千円 千円 千円
第1項 営業費用 6,299,808 55,000 6,354,808

千円 千円 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,743,535千円」を「2,795,035千円」に、減債積立金「372,807千円」を「532,943千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,229,118千円」を「1,269,032千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,064,621千円」を「916,071千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,734,028	203,500	2,937,528
	千円	千円	千円
第3項 補助金	263,000	203,500	466,500
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 資本的支出	5,477,563	255,000	5,732,563
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	2,292,433	255,000	2,547,433
	千円	千円	千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条中「仁井田浄水場耐震診断業務委託」、「平成21年度から22年度まで」及び「40,000千円」をそれぞれ削り、次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限度額
豊岩浄水場等耐震 診断業務委託	平成21年度から22年度まで	45,000 千円
(他会計からの補助金)		

第6条 予算第9条中「69,569千円」を「218,069千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第10条中当年度末処分利益剰余金「93,732千円」を「41,351千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(1) 減債積立金	93,732	△52,381	41,351
	千円	千円	千円

平成21年度秋田市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成21年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,952,500千円」を「3,953,596千円」に、減債積立金「301,644千円」を「385,269千円」に、過年度分損益勘定留保資金「484,870千円」を「550,664千円」に、当年度分損益勘定留保資金「3,145,671千円」を「2,997,348千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	10,893,940	1,096	10,895,036
	千円	千円	千円
第3項 国庫補助金返還金	4,206	1,096	5,302
	千円	千円	千円

秋田市告示第261号

平成21年10月5日の「平成21年9月秋田市議会定例会」において認定を経た決算および要領は、別紙のとおりである。

平成21年10月14日

秋田市長 穂 積 志

平成20年度秋田市病院事業会計決算認定の件

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成20年度秋田市病院事業会計決算を議会の認定に付する。

平成20年度秋田市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当初 予算額	補正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	円 9,316,252,000	円 △172,280,000	円 -	円 9,143,972,000	円 9,120,761,467	円 △23,210,533	
第1項 医業収益	8,499,454,000	△294,820,000	-	8,204,634,000	8,159,016,247	△45,617,753	(うち、消費税及び地方消費税相当分 9,595,519円)
第2項 医業外収益	816,797,000	122,540,000	-	939,337,000	960,287,738	20,950,738	(" 2,543,239円)
第3項 特別利益	1,000	-	-	1,000	1,457,482	1,456,482	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合計				
第1款 病院事業 費 用	9,242, 円 197,000	△101, 円 228,000	円 —	円 —	円 —	9,140, 円 969,000	円 —	9,140, 円 969,000	8,926, 円 095,057	円 —	214, 円 873,943	
第1項 医業費用	9,015, 円 289,000	△80, 円 943,000	—	—	—	8,934, 円 346,000	—	8,934, 円 346,000	8,745, 円 828,920	—	188, 円 517,080	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 106,377,226円)
第2項 医業外用 費 用	189, 円 308,000	△20, 円 285,000	—	—	—	169, 円 023,000	—	169, 円 023,000	153,369,306	—	15,653,694	
第3項 特別損失	35,600,000	—	—	—	—	35, 円 600,000	—	35, 円 600,000	26,896,831	—	8,703,169	
第4項 予備費	2,000,000	—	—	—	—	2,000,000	—	2,000,000	—	—	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 593,198,000	円 △21,400,000	円 571,798,000	円 —	円 —	円 571,798,000	円 571,798,000	円 0	
第1項 企業債	217,500,000	△11,300,000	206,200,000	—	—	206,200,000	206,200,000	0	
第2項 出資金	375,698,000	△10,100,000	365,598,000	—	—	365,598,000	365,598,000	0	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合計		
第1款 資本的 支 出	1,163, 円 802,000	△24, 円 325,000	円 —	1,139, 円 477,000	円 —	円 —	1,139, 円 477,000	1,134, 円 424,522	円 —	円 —	円 —	5, 円 052,478	
第1項 建設 改良費	255, 円 703,000	△4, 円 125,000	—	251, 円 578,000	—	—	251, 円 578,000	246, 円 526,024	—	—	—	5, 円 051,976	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 11,733,477円)
第2項 企業債 償還金	908, 円 099,000	△20, 円 200,000	—	887, 円 889,000	—	—	887, 円 899,000	887, 円 898,498	—	—	—	502	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額562,626,522円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額352,004円及び過年度分損益勘定留保資金562,274,518円で補てんした。

平成20年度秋田市病院事業損益計算書
(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

	円	円	円
1 医 業 収 益			
(1) 入 院 収 益	5,048,442,840		
(2) 外 来 収 益	2,739,352,701		
(3) そ の 他 医 業 収 益	361,625,187	8,149,420,728	
2 医 業 費 用			
(1) 給 与 費	4,693,699,917		
(2) 材 料 費	2,120,528,321		

(3) 経 費	1,361,292,176		
(4) 減 価 却 費	418,120,753		
(5) 資 産 減 耗 費	4,586,814		
(6) 研 究 研 修 費	<u>41,223,713</u>	<u>8,639,451,694</u>	
医 業 損 失			490,030,966
3 医 業 外 収 益			
(1) 他 会 計 負 担 金	700,352,000		
(2) 補 助 金	15,230,167		
(3) そ の 他 医 業 外 収 益	105,721,386		
(4) 他 会 計 補 助 金	<u>136,441,000</u>	<u>957,744,553</u>	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	71,591,508		
(2) 雑 支 出	<u>178,302,064</u>	<u>249,893,572</u>	<u>707,850,981</u>
経 常 利 益			217,820,015
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	<u>1,457,482</u>	<u>1,457,482</u>	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>26,896,831</u>	<u>26,896,831</u>	<u>△25,439,349</u>
当 年 度 純 利 益			192,380,666
前 年 度 繰 越 欠 損 金			<u>2,974,556,288</u>
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			<u>2,782,175,622</u>

平成20年度秋田市病院事業剰余金計算書
(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

欠 損 金 の 部			
	円	円	円
I 欠 損 金			
(1) 前 年 度 未 処 理 欠 損 金			2,974,556,288
(2) 前 年 度 欠 損 金 処 理 額			<u>0</u>
繰 越 欠 損 金 年 度 末 残 高			2,974,556,288
(3) 当 年 度 純 利 益			<u>192,380,666</u>
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			<u>2,782,175,622</u>
資 本 剰 余 金 の 部			
I 受 贈 財 産 評 価 額			
1 前 年 度 末 残 高		<u>24,323,636</u>	
2 当 年 度 末 残 高			24,323,636
II 寄 附 金			
1 前 年 度 末 残 高		<u>8,660,000</u>	
2 当 年 度 末 残 高			8,660,000
III 補 助 金			
1 前 年 度 末 残 高		<u>398,170,924</u>	
2 当 年 度 末 残 高			<u>398,170,924</u>
翌 年 度 繰 越 資 本 剰 余 金			<u>431,154,560</u>

平成20年度秋田市病院事業欠損金処理計算書

	円	円	円
1 当 年 度 未 処 理 欠 損 金			2,782,175,622
2 欠 損 金 処 理 額			<u>0</u>
3 翌 年 度 繰 越 欠 損 金			<u>2,782,175,622</u>

平成20年度秋田市病院事業貸借対照表
(平成21年 3 月31日)

	資 産 の 部		
	円	円	円
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		322,433,053	
ロ 建 物	10,198,193,145		
減 価 償 却 累 計 額	<u>5,889,199,496</u>	4,308,993,649	
ハ 構 築 物	137,936,086		
減 価 償 却 累 計 額	<u>89,126,889</u>	48,809,197	
ニ 器 械 備 品	4,341,860,609		
減 価 償 却 累 計 額	<u>3,272,822,803</u>	1,069,037,806	
ホ 車 両	2,635,638		
減 価 償 却 累 計 額	<u>2,328,450</u>	<u>307,188</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			5,749,580,893
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		<u>706,500</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>706,500</u>
固 定 資 産 合 計			5,750,287,393
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金		1,144,301,246	
(2) 未 収 金		1,460,850,334	
(3) 貯 蔵 品		<u>41,662,031</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2,646,813,611</u>
資 産 合 計			<u>8,397,101,004</u>

	負 債 の 部		
	円	円	円
3 固 定 負 債			
(1) 引 当 金		<u>208,935,000</u>	
固 定 負 債 合 計			208,935,000
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		471,107,868	
(2) 預 り 金		<u>43,051,102</u>	
流 動 負 債 合 計			<u>514,158,970</u>
負 債 合 計			723,093,970
5 資 本			
(1) 自 己 資 本 金		5,284,497,797	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債		<u>4,740,530,299</u>	
借 入 資 本 金 合 計		<u>4,740,530,299</u>	
資 本 金 合 計			10,025,028,096
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額		24,323,636	
ロ 寄 附 金		8,660,000	
ハ 補 助 金		<u>398,170,924</u>	
資 本 剰 余 金 合 計			431,154,560
(2) 欠 損 金			
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金		<u>2,782,175,622</u>	
欠 損 金 合 計		<u>2,782,175,622</u>	
剰 余 金 合 計			<u>△ 2,351,021,062</u>

資 本 合 計
負 債 資 本 合 計

7,674,007,034

8,397,101,004

平成20年度秋田市水道事業会計決算認定の件
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定

により、平成20年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付す
る。

平成20年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 7,593,829,000	円 △110,290,000	円 －	円 7,483,539,000	円 7,416,569,244	円 △66,969,756	
第1項 営業収益	7,413,096,000	△115,766,000	－	7,297,330,000	7,299,336,772	2,006,772	翌年度繰越額 4,673,000円 （うち、消費税及び地方消費税相当分 338,763,980円）
第2項 営業外収益	180,713,000	5,476,000	－	186,189,000	115,417,195	△70,771,805	（ " 146,199円）
第3項 特別利益	20,000	－	－	20,000	1,815,277	1,765,277	（ " 177円）

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 水 道 事 業 費 用	円 7,173,705,000	円 △136,686,000	円 0	円 －	円 －	円 7,037,019,000	円 1,800,000	円 7,038,819,000	円 6,814,126,121	円 5,108,000	円 219,584,879	
第1項 営業費用	6,231,783,000	△103,229,000	－	－	－	6,128,554,000	1,800,000	6,130,354,000	5,907,758,800	5,108,000	217,487,200	（うち、消費税及び 地方消費税相当分 93,255,882円）
第2項 営業外 費 用	931,022,000	△33,457,000	1,800,000	－	－	899,365,000	－	899,365,000	899,364,996	－	4	
第3項 特別損失	9,100,000	－	－	－	－	9,100,000	－	9,100,000	7,002,325	－	2,097,675	（うち、消費税及び 地方消費税相当分 294,196円）
第4項 予 備 費	1,800,000	－	△1,800,000	－	－	0	－	0	－	－	0	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 3,531,429,000	円 △80,033,000	円 3,451,396,000	円 34,347,750	円 －	円 3,485,743,750	円 3,473,545,766	円 △12,197,984	
第1項 企業債	2,835,500,000	－	2,835,500,000	15,000,000	－	2,850,500,000	2,850,500,000	0	
第2項 出 資 金	137,014,000	－	137,014,000	－	－	137,014,000	137,014,000	0	
第3項 補 助 金	225,603,000	△3,734,000	221,869,000	－	－	221,869,000	221,869,000	0	

第4項 固定資産 売却代金	10,000	—	10,000	—	—	10,000	69,726	59,726	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 250円)
第5項 負担金及び 寄附金	333,302,000	△76,299,000	257,003,000	19,347,750	—	276,350,750	264,093,040	△12,257,710	翌年度繰越額 12,644,000円 (うち、消費税及び 地方消費税相当分 10,853,500円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合計		
第1款 資本的支出	6,085, 円 550,000	△256, 円 236,000	円 —	5,829, 円 314,000	37, 円 800,000	円 —	5,867, 円 114,000	5,743, 円 296,067	83, 円 241,000	円 —	83, 円 241,000	40, 円 576,933	
第1項 建設 改良費	2,067, 円 190,000	△257, 円 408,000	—	1,809, 円 782,000	37, 円 800,000	—	1,847, 円 582,000	1,723, 円 764,905	83, 円 241,000	—	83, 円 241,000	40, 円 576,095	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 76,146,401円)
第2項 企業債 償還金	4,018, 円 360,000	1,172,000	—	4,019, 円 532,000	—	—	4,019, 円 532,000	4,019, 円 531,162	—	—	—	838	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,269,750,301円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,292,651円、減債積立金154,979,456円、過年度分損益勘定留保資金1,158,616,568円及び当年度分損益勘定留保資金890,861,626円で補てんした。

平成20年度秋田市水道事業損益計算書
(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	6,627,588,536		
(2) 受 託 工 事 収 益	173,511,852		
(3) そ の 他 営 業 収 益	159,472,404	6,960,572,792	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	1,010,811,711		
(2) 配 水 費	823,256,818		
(3) 給 水 費	257,320,452		
(4) 受 託 工 事 費	350,605,632		
(5) 業 務 費	632,761,162		
(6) 総 係 費	579,101,848		
(7) 減 価 償 却 費	2,087,780,802		
(8) 資 産 減 耗 費	72,864,493	5,814,502,918	
営 業 利 益			1,146,069,874
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	126,027		
(2) 他 会 計 補 助 金	69,721,000		
(3) 雑 収 益	48,751,765	118,598,792	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	726,832,996	726,832,996	△608,234,204
経 常 利 益			537,835,670
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	1,815,100	1,815,100	
6 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	805,721		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	5,902,408	6,708,129	△4,893,029
当 年 度 純 利 益			532,942,641
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			532,942,641

平成20年度秋田市水道事業剰余金計算書
(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部			
	円	円	円
I 減 債 積 立 金			
1 前 年 度 末 残 高	0		
2 前 年 度 繰 入 額	154,979,456		
3 当 年 度 処 分 額	<u>154,979,456</u>		
4 当 年 度 末 残 高		0	
II 建 設 改 良 積 立 金			
1 前 年 度 末 残 高	21,433,418		
2 当 年 度 末 残 高		<u>21,433,418</u>	
積 立 金 合 計			<u>21,433,418</u>
III 未 処 分 利 益 剰 余 金			
(1) 当 年 度 純 利 益			<u>532,942,641</u>
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			<u>532,942,641</u>
資 本 剰 余 金 の 部			
I 受 贈 財 産 評 価 額			
1 前 年 度 末 残 高		7,012,417,908	
2 当 年 度 発 生 高		<u>38,844,660</u>	
3 当 年 度 末 残 高			7,051,262,568
II 補 助 金			
1 前 年 度 末 残 高		9,419,095,470	
2 当 年 度 発 生 高		<u>221,869,000</u>	
3 当 年 度 末 残 高			9,640,964,470
III 寄 附 金			
1 前 年 度 末 残 高		11,602,365,374	
2 当 年 度 発 生 高		<u>253,239,540</u>	
3 当 年 度 末 残 高			11,855,604,914
IV そ の 他 資 本 剰 余 金			
1 前 年 度 末 残 高		<u>372,498,235</u>	
2 当 年 度 末 残 高			<u>372,498,235</u>
翌 年 度 繰 越 資 本 剰 余 金			<u>28,920,330,187</u>

平成20年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	円	円	円
1 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			532,942,641
2 利 益 剰 余 金 処 分 額			
(1) 減 債 積 立 金		<u>532,942,641</u>	<u>532,942,641</u>
3 翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			<u>0</u>

平成20年度秋田市水道事業貸借対照表
(平成21年3月31日)

資 産 の 部			
	円	円	円
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		2,029,314,705	
ロ 建 物	4,032,510,284		
減 価 償 却 累 計 額	<u>1,597,212,679</u>	2,435,297,605	
ハ 構 築 物	77,448,655,340		
減 価 償 却 累 計 額	<u>25,498,246,442</u>	51,950,408,898	
ニ 機 械 及 び 装 置	13,104,726,319		
減 価 償 却 累 計 額	<u>9,923,791,548</u>	3,180,934,771	

ホ 車 両 運 搬 具	86,570,172		
減 価 償 却 累 計 額	<u>76,850,413</u>	9,719,759	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	326,504,899		
減 価 償 却 累 計 額	<u>201,938,282</u>	124,521,617	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>128,234,252</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			59,858,431,607
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 庁 舎 利 用 権		1,898,848	
ロ 電 話 加 入 権		5,504,600	
ハ ダ ム 使 用 権		4,175,512,234	
ニ 専 用 橋 利 用 権		147,214,461	
ホ 施 設 利 用 権		<u>21,364,586</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>4,351,494,729</u>
固 定 資 産 合 計			64,209,926,336
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金			3,621,524,511
(2) 未 収 金			723,697,740
(3) 貯 蔵 品			47,051,202
(4) 前 払 金			20,450,000
(5) そ の 他 流 動 資 産			<u>674,000</u>
流 動 資 産 合 計			<u>4,413,397,453</u>
資 産 合 計			<u>68,623,323,789</u>

負 債 の 部			
	円	円	円
3 固 定 負 債			
(1) 引 当 金		<u>2,153,334,467</u>	
固 定 負 債 合 計			2,153,334,467
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		280,454,360	
(2) 預 り 金		175,759,481	
(3) そ の 他 の 流 動 負 債		<u>1,874,000</u>	
流 動 負 債 合 計			<u>458,087,841</u>
負 債 合 計			2,611,422,308
資 本 の 部			
5 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		7,197,158,990	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債		<u>29,340,036,245</u>	
借 入 資 本 金 合 計			<u>29,340,036,245</u>
資 本 金 合 計			36,537,195,235
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額		7,051,262,568	
ロ 補 助 金		9,640,964,470	
ハ 寄 附 金		11,855,604,914	
ニ そ の 他 資 本 剰 余 金		<u>372,498,235</u>	
資 本 剰 余 金 合 計			28,920,330,187
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 建 設 改 良 積 立 金		21,433,418	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>532,942,641</u>	
利 益 剰 余 金 合 計			<u>554,376,059</u>
剰 余 金 合 計			<u>29,474,706,246</u>
資 本 合 計			<u>66,011,901,481</u>

負 債 資 本 合 計

68,623,323,789

平成20年度秋田市下水道事業会計決算認定の件
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定

により、平成20年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成20年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業 収 益	円 9,914,597,000	円 △193,262,000	円 －	円 9,721,335,000	円 9,698,061,016	円 △23,273,984	
第1項 営業収益	7,897,742,000	△317,975,000	－	7,579,767,000	7,555,610,510	△24,156,490	（うち、消費税及び地方消費税相当分） 253,458,098円
第2項 営業外収益	2,016,853,000	121,574,000	－	2,138,427,000	2,139,196,157	769,157	（ " 49,617円）
第3項 特別利益	2,000	3,139,000	－	3,141,000	3,254,349	113,349	（ " 154,337円）

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 下水道事業 費 用	円 9,529,963,000	円 △120,540,000	円 －	円 －	円 －	円 9,409,423,000	円 －	円 9,409,423,000	円 9,291,189,320	円 －	円 118,233,680	
第1項 営業費用	6,663,103,000	△72,120,000	－	－	－	6,590,983,000	－	6,590,983,000	6,491,234,841	－	99,748,159	（うち、消費税及び 地方消費税相当分） 120,369,092円
第2項 営業外 費 用	2,850,159,000	△39,839,000	－	－	－	2,810,320,000	－	2,810,320,000	2,795,141,259	－	15,178,741	
第3項 特別損失	14,151,000	△8,581,000	－	－	－	5,570,000	－	5,570,000	4,813,220	－	756,780	（うち、消費税及び 地方消費税相当分） 213,798円
第4項 予 備 費	2,550,000	－	－	－	－	2,550,000	－	2,550,000	－	－	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 9,527,632,000	円 △214,884,000	円 9,312,748,000	円 797,300,000	円 －	円 10,110,048,000	円 9,321,366,433	円 △788,681,567	
第1項 企 業 債	7,780,800,000	△312,100,000	7,468,700,000	575,300,000	－	8,044,000,000	7,592,000,000	△452,000,000	翌年度繰越額 452,000,000円
第2項 出 資 金	922,227,000	－	922,227,000	－	－	922,227,000	922,227,000	0	
第3項 補 助 金	662,800,000	109,300,000	772,100,000	222,000,000	－	994,100,000	670,700,000	△323,400,000	翌年度繰越額 323,400,000円
第4項 負 担 金	161,804,000	△12,098,000	149,706,000	－	－	149,706,000	136,423,683	△13,282,317	

第5項 固定資産 売却代金	1,000	14,000	15,000	—	—	15,000	15,750	750	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 750円)
------------------	-------	--------	--------	---	---	--------	--------	-----	--------------------------------

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 資本的 支 出	13,689, 円 043,000	△226, 円 720,000	円 —	13,462, 円 323,000	899, 円 583,000	円 —	14,361, 円 906,000	13,491, 円 764,097	861, 円 641,000	円 —	861, 円 641,000	8, 円 500,903	
第1項 建設 改良費	2,983, 円 873,000	△235, 円 114,000	—	2,748, 円 759,000	899, 円 583,000	—	3,648, 円 342,000	2,778, 円 200,961	861, 円 641,000	—	861, 円 641,000	8, 円 500,039	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 113,307,894円)
第2項 企業債 償還金	10,705, 円 170,000	8,394,000	—	10,713, 円 564,000	—	—	10,713, 円 564,000	10,713, 円 563,136	—	—	—	864	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,170,397,664円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,602,486円、減債積立金190,585,331円、過年度分損益勘定留保資金1,044,406,829円及び当年度分損益勘定留保資金2,913,803,018円で補てんした。

平成20年度秋田市下水道事業損益計算書
(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	4,988,321,607		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,224,957,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	88,873,805	7,302,152,412	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	353,068,997		
(2) ポ ン プ 場 費	218,221,000		
(3) 処 理 場 費	923,156,590		
(4) 流 域 下 水 道 費	997,512,912		
(5) 業 務 費	228,104,582		
(6) 総 係 費	177,471,309		
(7) 減 価 償 却 費	3,448,388,387		
(8) 資 産 減 耗 費	24,941,972	6,370,865,749	
営 業 利 益			931,286,663
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	46,575		
(2) 他 会 計 補 助 金	2,136,521,000		
(3) 補 助 金	8,827		
(4) 雑 収 益	2,570,138	2,139,146,540	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	2,662,063,259		
(2) 雑 支 出	21,601,324	2,683,664,583	△544,518,043
経 常 利 益			386,768,620
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	3,100,012	3,100,012	
6 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	148,750		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	4,450,672	4,599,422	△1,499,410
当 年 度 純 利 益			385,269,210
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
当 年 度 末 処 分 利 益 剰 余 金			385,269,210

平成20年度秋田市下水道事業剰余金計算書
(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部			
	円	円	円
I 減 債 積 立 金			
1 前 年 度 末 残 高	0		
2 前 年 度 繰 入 額	509,730,579		
3 当 年 度 処 分 額	<u>509,730,579</u>		
4 当 年 度 末 残 高		<u>0</u>	
積 立 金 合 計			<u>0</u>
II 未 処 分 利 益 剰 余 金			
(1) 当 年 度 純 利 益			<u>385,269,210</u>
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			<u>385,269,210</u>
資 本 剰 余 金 の 部			
I 再 評 価 積 立 金			
1 前 年 度 末 残 高		<u>65,065,086</u>	
2 当 年 度 末 残 高			65,065,086
II 受 贈 財 産 評 価 額			
1 前 年 度 末 残 高		12,281,092,010	
2 当 年 度 発 生 高		<u>198,686,432</u>	
3 当 年 度 末 残 高			12,479,778,442
III 負 担 金			
1 前 年 度 末 残 高		8,302,288,092	
2 当 年 度 発 生 高		160,689,186	
3 当 年 度 処 分 額		<u>47,054,147</u>	
4 当 年 度 末 残 高			8,415,923,131
IV 寄 附 金			
1 前 年 度 末 残 高		<u>2,749,899</u>	
2 当 年 度 末 残 高			2,749,899
V 補 助 金			
1 前 年 度 末 残 高		58,369,085,106	
2 当 年 度 発 生 高		670,700,000	
3 当 年 度 処 分 額		<u>588,823,737</u>	
4 当 年 度 末 残 高			<u>59,450,961,369</u>
翌 年 度 繰 越 資 本 剰 余 金			<u>80,414,477,927</u>

平成20年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	円	円	円
1 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			385,269,210
2 利 益 剰 余 金 処 分 額			
(1) 減 債 積 立 金		<u>385,269,210</u>	<u>385,269,210</u>
3 翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			<u>0</u>

平成20年度秋田市下水道事業貸借対照表
(平成21年3月31日)

資 産 の 部			
	円	円	円
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		1,697,494,692	
ロ 建 物	4,370,322,611		
減 価 償 却 累 計 額	<u>384,102,683</u>	3,986,219,928	
ハ 構 築 物	180,160,530,960		
減 価 償 却 累 計 額	<u>17,548,326,727</u>	162,612,204,233	

ニ 機 械 及 び 装 置	19,850,319,085		
減 価 償 却 累 計 額	<u>2,913,565,194</u>	16,936,753,891	
ホ 車 両 運 搬 具	27,536,063		
減 価 償 却 累 計 額	<u>20,967,052</u>	6,569,011	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	24,088,846		
減 価 償 却 累 計 額	<u>12,992,762</u>	11,096,084	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>210,093,122</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			185,460,430,961
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		10,142,716,699	
ロ 電 話 加 入 権		12,219,200	
ハ 地 上 権		<u>896,677</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>10,155,832,576</u>
固 定 資 産 合 計			19,616,263,537
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金		367,893,814	
(2) 未 収 金		1,500,825,678	
(3) 前 払 金		86,540,000	
(4) そ の 他 流 動 資 産		<u>724,000</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>1,955,983,492</u>
資 産 合 計			<u>197,572,247,029</u>

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金72,414,490円及び分担金424,100円を予定している。

負 債 の 部			
	円	円	円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債		1,304,780,669	
(2) 引 当 金		<u>167,822,653</u>	
固 定 負 債 合 計			1,472,603,322
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		849,796,783	
(2) そ の 他 流 動 負 債		<u>2,431,552</u>	
流 動 負 債 合 計			<u>852,228,335</u>
負 債 合 計			2,324,831,657
資 本 の 部			
5 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		17,741,628,798	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債		<u>96,706,039,437</u>	
借 入 資 本 金 合 計		<u>96,706,039,437</u>	
資 本 金 合 計			114,447,668,235
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 再 評 価 積 立 金		65,065,086	
ロ 受 贈 財 産 評 価 額		12,479,778,442	
ハ 負 担 金		8,415,923,131	
ニ 寄 附 金		2,749,899	
ホ 補 助 金		<u>59,450,961,369</u>	
資 本 剰 余 金 合 計			80,414,477,927
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>385,269,210</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>385,269,210</u>	
剰 余 金 合 計			<u>80,799,747,137</u>
資 本 合 計			<u>195,247,415,372</u>

負 債 資 本 合 計

197,572,247,029

秋田市告示第262号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成21年10月15日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名 お よ び 診 療 科	辞退する 障害区分	辞退年月日 お よ び 辞 退 理 由
若林 俊樹	秋田赤十字 病院消化器 外科	ぼうこう・直 腸機能障害 小腸機能障害	平成21年9月30 日 市外医療機関勤務のため

秋田市告示第263号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年10月20日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 す る 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
佐藤 修	高橋 敦子	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務

秋田市告示第264号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年10月22日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成21年度介護保険料納入通知書
平成21年度介護保険料督促状

秋田市告示第265号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例

第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年10月23日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 31台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年10月1日から平成21年10月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成21年10月6日から平成22年5月6日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第266号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成21年10月27日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ニ ュ ー タ ウ ン さ く ら 薬 局	御所野地藏田二丁目1番3- 5号	平成21年 5月15日
御 所 野 ひかりクリニック	仁井田字横山260番地1	平成21年 5月19日

厚生連あきた訪問 看護ステーション	飯島西袋一丁目1番1号	平成21年 5月19日
老人保健施設 なぎさ	土崎港中央四丁目4番23号	平成21年 5月18日
ショートステイ なぎさ	土崎港中央四丁目4番23号	平成21年 5月18日
ハッピー秋田南 ・ヘルパー ステーション	仁井田本町一丁目2番40号	平成21年 5月20日
ハッピー秋田南 ・居宅介護 支援事業者	仁井田本町一丁目2番40号	平成21年 5月20日
秋田中央メディ カル株式会社	大町二丁目4番21号	平成21年 5月25日

ケアセンター 亀はうす	下北手松崎字岩瀬163番地 1	平成21年 5月25日
ショートステイ とまと	八橋イサノ一丁目13番17号	平成21年 5月26日
小規模多機能型 居宅介護事業所 たんせえ	土崎港北一丁目13番37号	平成21年 5月26日
訪問介護ほくと	下新城中野字街道端西11番 地1	平成21年 6月1日
つちざき南薬局	土崎南三丁目5番10号	平成21年 6月10日
外旭川サテライト クリニック	外旭川字中谷地46番地	平成21年 6月1日
ツクイ川尻	川尻御休町5番12号	平成21年 6月1日

2 変更

名 称	変 更 事 項 (所在地・名称)		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
パナソニックエイジフリー介護 チェーン秋田	秋田市新屋島木町1番1-125号 松下電工エイジフリー介護チェー ン秋田店	秋田市新屋島木町1番1-125号 パナソニックエイジフリー介護チェー ン秋田店	平成20年 10月1日
外旭川訪問看護ステーション	秋田市外旭川字三後田200番地 外旭川病院訪問看護ステーション	秋田市外旭川字中谷地46番地 外旭川訪問看護ステーション	平成20年 9月13日
外旭川介護支援センター	秋田市外旭川字三後田200番地 外旭川病院介護支援センター	秋田市外旭川字中谷地46番地 外旭川介護支援センター	平成20年 9月13日
ケアサービスセンター	秋田市外旭川字三後田200番地	秋田市外旭川字中谷地46番地	平成20年 10月14日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ハッピー秋田南 ・ヘルパー ステーション	秋田市仁井田本町一丁目2 番40号	平成20年 6月30日
ハッピー秋田南 ・居宅介護 支援事業所	秋田市仁井田本町一丁目2 番40号	平成20年 6月30日
秋田県高齢協 ケアマネジメント センター	秋田市寺内蛭根三丁目5番 11号	平成20年 4月30日

秋田市告示第267号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年10月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
東京都台東区柳橋二丁目1番9号 北辰産業株式会社
- 2 送達する書類
交付要求通知書 1通

秋田市告示第268号

次の国民健康保険督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年10月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度および平成21年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第269号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年10月29日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用開始の区域

整 理 番 号	路 線 名	供 用 開 始 区 間
1 0 7 7	新 都 市 大 通 線	秋田市上北手猿田字194番 1 地先 秋田市上北手猿田字85番 3 地先
1 0 7 8	御所野上北手線	秋田市御所野堤台三丁目 1 番 1 地先 秋田市御所野堤台三丁目 1 番地地先

2 供用開始の期日

平成21年10月29日

3 縦覧期間

平成21年10月29日から

平成21年11月11日まで

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第270号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	新旧別	路 線 名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	広 面 小 学 校 1 号 線	秋田市広面字近藤堰添67番 2 地先 秋田市広面字近藤堰添66番 2 地先	607.2	8.0 ～ 10.7
		広 面 小 学 校 1 号 線	秋田市広面字近藤堰添67番 2 地先 秋田市広面字近藤堰添66番 2 地先	607.2	8.0 ～ 14.0
	新	広 面 小 学 校 1 号 線	秋田市広面字近藤堰添67番 2 地先 秋田市広面字近藤堰添66番 2 地先	607.2	8.0 ～ 14.0
		広 面 小 学 校 1 号 線	秋田市広面字近藤堰添67番 2 地先 秋田市広面字近藤堰添66番 2 地先	607.2	8.0 ～ 14.0

2 縦覧期間

平成21年10月30日から

平成21年11月12日まで

2 場所

秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

3 時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで

教 委 告 示

秋田市教委告示第15号

平成21年10月27日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成21年10月20日

秋田市教育委員会

委員長 菊 地 重 昭

付議案件

秋田市立小、中学校通学区域の一部改正に関する件

農 委 告 示

秋田市農委告示第13号

平成21年10月16日午後 2 時秋田市雄和市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成21年10月 9 日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案 件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（ 3 件）
- 2 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（ 1 件）
- 3 農用地利用集積計画（平成21年度第 6 号）に関する件（ 1 件）

上下水道局告示

秋市選管告示第79号

平成21年 9 月 1 日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供するので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第23条第 2 項の規定により告示する。

平成21年10月16日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

1 縦覧期間

平成21年10月20日から

平成21年11月 3 日まで

秋田市上下水道局告示第39号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成21年10月 6 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
旭建設株式会社	渡辺 憲介	秋田市将軍野南四丁目 8 番 25号

- 2 指定期間
平成21年 9 月30日から平成24年 9 月29日まで

公 告

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成21年10月 2 日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所
株式会社マルダイ 代表取締役 大 高 俊 平
秋田県秋田市牛島東五丁目 3 番26号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 マルダイ広面店
所在地 秋田県秋田市広面字板橋添24外
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

小売業者	開店時刻・閉店時刻			
	変 更 前		変 更 後	
(株)マルダイ	開店時刻	午前 9 時	開店時刻	午前 9 時
(株)菓子舗榮太楼	閉店時刻	午後 9 時	閉店時刻	翌午前零時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

施設名	利用することができる時間帯	
	変 更 前	変 更 後
駐車場	午前 8 時30分～ 午後 9 時30分	午前 8 時30分～ 翌午前零時30分

- (4) 変更年月日 平成21年10月 7 日
- (5) 変更理由 来客の利便性向上のため
- 2 届出年月日 平成21年 9 月29日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 縦覧期間 平成21年10月 2 日から平成22年 2 月 2 日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成21年10月 6 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番 1 号 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時30分まで
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成21年10月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
株式会社マルダイ 代表取締役 大 高 俊 平
秋田県秋田市牛島東五丁目 3 番26号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 マルダイ広面店
所在地 秋田県秋田市広面字板橋添24外
- (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)マルダイ	代表取締役 大高 俊平	秋田県秋田市牛島東五丁目 3 番26号
城東園	長谷川吉美	秋田県秋田市広面字鍋沼54 番地 2

イ 変更後

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)マルダイ	代表取締役 大高 俊平	秋田県秋田市牛島東五丁目 3 番26号
(株)菓子舗榮太楼	代表取締役 小國 輝也	秋田県秋田市高陽幸町 9 番 11号

- (4) 変更年月日
平成18年11月 1 日
- (5) 変更理由
小売業者入替えのため
- 2 届出年月日 平成21年 9 月29日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 縦覧期間 平成21年10月8日から平成22年2月8日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成21年10月8日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
株式会社マルダイ 代表取締役 大 高 俊 平
秋田県秋田市牛島東五丁目3番26号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 八橋ショッピングセンター
所在地 秋田県秋田市八橋大道東1番6号外
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
別紙1（省略）のとおり
イ 変更後
別紙1（省略）のとおり
- (4) 変更年月日
別紙1【変更後】備考欄（省略）に記載
- (5) 変更理由
別紙1【変更後】備考欄（省略）に記載

2 届出年月日 平成21年9月30日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 縦覧期間 平成21年10月8日から平成22年2月8日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行いうるインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月9日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類 インフルエンザ定期予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 65歳以上の者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。
- 3 予防接種を行う期間 平成21年10月15日から平成22年2月28日までの間で各受託医療機関で定める実施日
- 4 予防接種を行う場所および接種協力医師
別表（省略）のとおり
- 5 予防接種の接種方法および回数 インフルエンザの定期的予防接種は、インフルエンザHAワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。
- 6 予防接種の対象者から除かれる者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者
 - (5) その他予防接種を受けることが不適当な状態にある者
- 7 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
 - (1) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
 - (2) ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 8 他の予防接種を受けている場合の接種間隔
生ワクチンを接種した場合には、接種した日の翌日から起算して27日以上、不活化ワクチン又はトキソイドの場合には、6日以上の間隔をおく。
- 9 予防接種料金 2,000円（ただし、生活保護法に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者は無料）

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令第5条第3項の規定に基づき通知がありましたので、同施行令第6条の2において準用する同施行令第5条第4項の規定により公告する。

平成21年10月13日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

秋田市都市計画道路事業3・4・14号川尻広面線に係る土地収用事件

2 通知書の名称

平成21年10月2日付け秋収委-78「審理の開始について（通知）」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市大町五丁目295番1の土地の所有者
スズキ・ハツエ 住所不明
ヨシカワ・ミツコ 住所不明
ヨシカワ・ヨシコ 住所不明

モリカワ・エミコ 住所不明
 ハラダ・ミノル 住所不明
 フサトガワ・クニコ 住所不明
 秋田県秋田市大町五丁目295番1の土地の関係人
 武藤 三治 住所不明。ただし、登記簿に記録された住所は、東京市神田区駿河台鈴木町17番地
 佐藤 辨治 住所不明。ただし、登記簿に記録された住所は、秋田市室町1番地

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

- (1) 掲示されている場所 秋田県揭示場（秋田県庁正面玄関前）
- (2) 掲示を始めた年月日 平成21年10月13日
- (3) 掲載される公報 平成21年10月13日付けの秋田県公報

秋田市公告

次のとおり秋田市斎場改築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成21年10月13日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 他工 第40号
- (3) 工 事 名 秋田市斎場改築工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市外旭川字山崎213番地ほか
- (5) 工 事 概 要 敷地面積 14,331.05㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造 2階建て
 建築面積 3,637.30㎡
 延べ面積 4,501.17㎡
 主要諸室
 エントランスホール・告別ホール
 告別室（3室）・収骨室（3室）
 待合室（9室）・待合ホールほか
- (6) 工 事 期 限 平成23年6月15日(水)
- (7) 予 定 価 格 1,264,930,000円（消費税別）
- (8) 開札予定期日 平成21年11月4日(水)
- (9) 仮契約予定期日 平成21年11月6日(金)
- (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき。
- (11) 注 意 事 項 ア この入札は電子入札により執行する。
 イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
 エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 オ 入札執行回数は、1回を限度とする。

公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

- ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。
- イ 特定建設業の許可（建築工事業）を有すること。
- ウ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
- エ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- オ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級又はB級に等級格付けされていること。ただし、代表者以外の構成員については、A級2社の組合せ又はA級とB級それぞれ1社の組合せとすること。
- イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
- ウ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- エ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成21年10月19日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
 - ウ 施工実績調書（建築工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3）
 - エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4）
 - オ 誓約書（様式5）
- (2) 申請書等の提出
 申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
 申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年10月13日(火)から平成21年10月19日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年10月27日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成21年10月27日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成21年11月5日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成21年10月13日(火)から平成21年10月28日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 76,240円（設計書1,840円、図面74,400円）（税込み）（CD-ROM有（1枚1,000円））
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成21年10月28日(木)までに FAX で販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。（無料）
- (8) 閲覧期間 平成21年10月13日(火)から平成21年11月2日(月)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり秋田市斎場改築電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成21年10月13日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 他工 第41号
- (3) 工 事 名 秋田市斎場改築電気設備工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市外旭川字山崎213番地ほか
- (5) 工 事 概 要 受変電設備工事 自家発電設備工事
直流電源設備工事 電灯設備工事
動力設備工事 融雪設備工事
構内交換設備工事
構内情報通信網設備工事
電気時計設備工事 監視カメラ設備工事
拡声設備工事 テレビ共同受信設備工事
誘導支援設備 自動火災報知設備工事
案内表示設備工事 警備用配管設備工事
屋外電気設備工事
- (6) 工 事 期 限 平成23年6月15日(水)
- (7) 予 定 価 格 309,480,000円（消費税別）
- (8) 開札予定期日 平成21年11月4日(水)
- (9) 仮契約予定期日 平成21年11月6日(金)
- (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき。
- (11) 注 意 事 項 ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項
ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。
イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項
代表者要件
ア 公告日時において、秋田市の電気工事のA級に等級格

付けされていること。

- イ 特定建設業の許可（電気工事業）を有すること。
- ウ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- エ 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の電気工事のA級又はB級に等級格付けされていること。ただし、代表者以外の構成員については、A級2社の組合せ又はA級とB級それぞれ1社の組合せとすること。
- イ B級に等級格付けされている構成員は、当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
- ウ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- エ 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成21年10月19日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
 - ウ 施工実績調書（電気工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3）
 - エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4）
 - オ 誓約書（様式5）
- (2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間 平成21年10月13日(火)から平成21年10月19日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当
 - ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年10月27日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

- (4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成21年10月27日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成21年11月5日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成21年10月13日(火)から平成21年10月28日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 34,100円（設計書1,100円、図面33,000円）（税込み）（CD-ROM有（1枚1,000円））
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成21年10月28日(木)までにFAX販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。（無料）
- (8) 閲覧期間 平成21年10月13日(火)から平成21年11月2日(月)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり秋田市斎場改築空気調和設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成21年10月13日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 他工 第42号
- (3) 工 事 名 秋田市斎場改築空気調和設備工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市外旭川字山崎213番地ほか
- (5) 工 事 概 要 機器設備工事
配管設備工事

- ダクト設備工事
床暖房設備工事
自動制御設備工事
換気設備工事
- (6) 工 事 期 限 平成23年 6 月15日(水)
(7) 予 定 価 格 328,960,000円（消費税別）
(8) 開札予定期日 平成21年11月 4 日(水)
(9) 仮契約予定期日 平成21年11月 6 日(金)
(10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき。
(11) 注 意 事 項 ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。
イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

- ア 公告日時において、秋田市の管工事のA級に等級格付けされていること。
イ 秋田市の指定排水設備工事業者および指定給水装置工事事業者として指定を受けていること。
ウ 特定建設業の許可（管工事業）を有すること。
エ 管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
オ 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の管工事のA級又はB級に等級格付けされていること。ただし、代表者以外の構成員については、A級2社の組合せ又はA級とB級それぞれ1社の組合せとすること。
イ B級に等級格付けされている構成員は、当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術

者が3人以上いること。

ウ 管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

エ 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成21年10月19日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
ウ 施工実績調書（管工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3）
エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4）
オ 誓約書（様式5）
(2) 申請書等の提出
申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成21年10月13日(火)から平成21年10月19日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当
ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
(3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年10月27日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
(4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成21年10月27日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成21年11月5日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556
(3) 販売期間 平成21年10月13日(火)から平成21年10月28日(木)までの販売店の営業時間内

- (4) 設計図書の販売価格 1式19,940円(設計書740円、図面19,200円)(税込み)(CD-ROM有(1枚1,000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成21年10月28日(水)までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取ること。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。(無料)
- (8) 閲覧期間 平成21年10月13日(火)から平成21年11月2日(月)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

地方税法がその例とする国税徴収法(昭和34年法律第147条)第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成21年10月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公売財産 別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり
- (2) 見積価額 別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり

2 公売日時

- (1) 参加申込期間 平成21年10月9日(金)午後1時から平成21年10月20日(水)午後5時まで
- (2) 入札 平成21年10月26日(月)午後1時から平成21年10月28日(水)午後零時30分まで
- (3) 開札 平成21年10月28日(水) 午後零時30分

3 公売場所 ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法 ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時 平成21年10月28日(水) 午後零時30分

6 売却決定場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部国保年金課収納推進室

7 買受代金納付期限 平成21年11月4日(水) 午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期 買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期 買受代金の全額を納付したとき。

12 消費税の取扱い 落札価額に含まれる。

13 その他

- (1) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
- (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (3) いかなる理由があっても、引渡し財産の返品はできない。

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年10月15日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業

3・4・31号 明田外旭川線

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時30分まで

(土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。)

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部道路建設課

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画(昭和48年秋田市告示第25号)を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成21年11月18日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成21年10月20日

秋田市長 穂 積 志

1 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成21年10月20日

至 平成21年11月18日

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 農用地利用計画の案の縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

次のとおり秋田市立土崎中学校特別・普通教室棟改築工事に係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成21年10月20日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 学校 第46号
- (3) 工 事 名 秋田市立土崎中学校特別・普通教室棟改築工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市土崎港北一丁目3番1号
- (5) 工 事 概 要 校舎改築工事
(鉄筋コンクリート造2階建て)
床面積 1階944.82㎡、2階930.29㎡
延べ面積 1,875.11㎡
既存校舎改修工事
(鉄筋コンクリート造3階建て)
既存校舎改修部分 68.0㎡
渡り廊下改修工事(鉄筋コンクリート造)
渡り廊下改修部分 55.5㎡
- (6) 工 事 期 限 平成22年10月29日(金)
- (7) 予 定 価 格 316,050,000円(消費税別)
- (8) 開札予定期日 平成21年11月11日(水)
- (9) 仮契約予定期日 平成21年11月13日(金)
- (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき。
- (11) 注 意 事 項 ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項
ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。
イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項
代表者要件
ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。
イ 特定建設業の許可(建築工事業)を有すること。
ウ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級

に該当する技術者が3人以上いること。

- エ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- オ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級又はB級に等級格付けされていること。ただし、代表者以外の構成員については、A級2社の組合せ又はA級とB級それぞれ1社の組合せとすること。
- イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
- ウ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- エ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成21年10月26日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)
イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し
ウ 施工実績調査(建築工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。)(様式3)
エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。)(様式4)
オ 誓約書(様式5)
- (2) 申請書等の提出
申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
申請書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成21年10月20日(火)から平成21年10月26日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当
ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年11月4日(水)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用

できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成21年11月4日(水)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成21年11月12日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成21年10月20日(火)から平成21年11月4日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式32,460円（設計書1,260円、図面31,200円）（税込み）（CD-ROM 有（1枚1,000円））
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成21年11月4日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取ること。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。（無料）
- (8) 閲覧期間 平成21年10月20日(火)から平成21年11月10日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月21日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
久保田 弘 樹	秋田県小児療育センター 秋田市八橋南一丁目1番3号

秋田市公告

秋田市立の文化財イラストマップへの広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成21年10月22日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

- (1) 入 札 名 文化財イラストマップ広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 文化財イラストマップ
- (3) 予定価格（税抜き） 最低落札価格 190,477円
- (4) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。

イ 租税に滞納がないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。

エ 秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。

2 掲載する広告に関する事項

- (1) 規格等

掲載寸法は、日本工業規格B列5番とし、掲載紙面は「文化財イラストマップ」（B2版、両面カラー、長2ツ折り後ジャバラ折り（6ツ山）、紙質：上質紙90kg）の裏面右上とする。

- (2) 色 フルカラー

- (3) 発行部数 20,000部

- (4) 配付対象 文化施設、図書館、公民館等

- (5) 広告掲載期間 平成22年4月から平成26年3月まで

- (6) 広告の内容等

ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。

イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成21年11月18日(水) 午前10時

- (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

- (3) 落札者の決定

落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。

- (4) 契約日 平成21年11月25日(水)（予定）

- (5) 契約金額（広告料）の支払

広告料は、平成21年12月4日(金)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。

- (6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成21年11月6日(金)午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書（様式1）

- イ 営業経歴書（様式2）
 ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿
 エ 納税証明書 写し可
 (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）
 (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）
 (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 ※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの
 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
 オ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票） 写し可
 (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 (3) 申込書等の受付
 申込書等は次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成21年10月26日(月)から平成21年11月6日(金)までの平日午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日は受け付けませんのでご注意ください。）
 イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
 (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年11月9日(月)に行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市教育委員会文化振興室文化財担当
 電話 018-866-2246

秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月23日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所 在 地	地 目	地 積	最低落札価格
1	秋田市雄和妙法字糠塚43番3	宅 地	275.51㎡	2,699,998円
2	秋田市雄和妙法字糠塚43番13	宅 地	275.48㎡	2,699,704円
3	秋田市雄和妙法字糠塚43番20	宅 地	275.89㎡	2,731,311円
4	秋田市雄和妙法字糠塚43番21	宅 地	333.92㎡	3,439,376円
5	秋田市河辺三内字野崎35番25	宅 地	452.48㎡	4,977,280円
6	秋田市河辺三内字野崎35番26	宅 地	452.48㎡	4,977,280円

2 契約条項を示す場所ならびに入札参加申込みの場所および期間

- (1) 場所 ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による。
 (2) 期間 平成21年11月6日(金)13時から同月20日(金)14時まで

3 入札執行の場所および期間

- (1) 場所 公有財産売却システムによる。
 (2) 期間 平成21年12月4日(金)13時から同月11日(金)13時まで

4 開札日時

- (1) 場所 公有財産売却システムによる。
 (2) 日時 平成21年12月11日(金)13時

5 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する。
 なお、この登録は一回に限り行うことができる。

6 現地説明を行う場所および日時

- (1) 秋田市雄和妙法字糠塚43番3
 日時 随時
 (2) 秋田市雄和妙法字糠塚43番13
 日時 随時
 (3) 秋田市雄和妙法字糠塚43番20
 日時 随時

(4) 秋田市雄和妙法字糠塚43番21

日時 随時

(5) 秋田市河辺三内字野崎35番25

日時 随時

(6) 秋田市河辺三内字野崎35番26

日時 随時

7 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人もしくは法人であること。
 (2) 日本語を完全に理解できる者
 (3) インターネット公有財産売却システムで公開する秋田市インターネット公有財産売却ガイドラインおよびヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者
 (4) 公有財産の買受について一定資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格を有する者
 (5) 第2項により、あらかじめ一般競争入札への申込みをした者であること。

8 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

- (1) 仮申込み
 一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却シス

テムにより参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込み手続

一般競争入札の参加申込み手続は、前号により参加の仮申込み手続を完了した後、第2項で掲げた期日までに所定の申込書により秋田市財政部管財課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては入札保証金を納付しなければならない。

9 入札保証金に関する事項

(1) 最低落札価格の100分の10以上に相当する金額を第3項第2号にある入札期間までに指定された方法により納付すること。

(2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(3) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。

(4) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付するものとする。

10 入札無効に関する事項

入札の参加に必要な資格のない者のした入札およびガイドラインに記載した事項に違反した入札は、無効とする。

11 契約に関する事項

落札者は、平成21年12月18日(金)までに契約締結しなければならない。

12 売払代金の納入

契約を締結した者は、平成22年1月7日(休)までに、当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

13 落札者の決定の方法

第3項第2号にある入札期間終了後、秋田市は開札を行い、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が最低落札価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月23日

秋田市長 穂 積 志

1 土地区画整理事業の名称

秋田新都市地区（大杉沢産業区）土地区画整理事業

2 施行地区

秋田市四ツ小屋小阿地字大杉沢および同市四ツ小屋小阿地字下堤の各一部

3 施行認可の年月日

平成17年3月16日

4 施行者の名称

独立行政法人都市再生機構 理事長 小 川 忠 男
上記代理人 秋田都市開発事務所長 藤 原 洋
秋田市御所野地藏田一丁目1番4

5 事業施行期間

平成17年3月16日から平成22年3月31日まで

6 終了認可の年月日

平成21年10月23日

秋田市公告

次のとおり北部市民サービスセンター（仮称）給排水衛生設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成21年10月27日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 本工事は共同企業体による工事である。

(2) 工 事 番 号 他工 第45号

(3) 工 事 名 北部市民サービスセンター（仮称）給排水衛生設備工事

(4) 工 事 場 所 秋田市土崎港西五丁目28番地1

(5) 工 事 概 要 衛生器具設備

屋内給水設備

屋外給水設備

屋内排水設備

屋外排水設備

給湯設備

消火設備

(6) 工 事 期 限 平成23年3月25日(金)

(7) 予 定 価 格 106,790,000円（消費税別）

(8) 開札予定期日 平成21年11月18日(水)

(9) 契約予定期日 平成21年11月24日(火)

(10) 注 意 事 項 ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。
公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の管工事のA級に等級格付けされていること。

イ 秋田市の指定排水設備工事業者および指定給水装置工

事業者として指定を受けていること。

- ウ 特定建設業の許可（管工事業）を有すること。
- エ 管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- オ 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の管工事業のA級に等級格付けされていること。
- イ 管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- ウ 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成21年11月2日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
 - ウ 施工実績調書（管工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3）
 - エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4）
 - オ 誓約書（様式5）
- (2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間 平成21年10月27日(火)から平成21年11月2日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当
 - ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年11月10日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成21年11月10日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成21年11月19日(木)午後5時までに

返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を手入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成21年10月27日(火)から平成21年11月11日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 19,860円（設計書660円、図面19,200円）（税込み）（CD-ROM有（1枚1,000円））
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成21年11月11日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。（無料）
- (8) 閲覧期間 平成21年10月27日(火)から平成21年11月17日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

秋田県知事より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画道路の変更に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年10月27日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 1・6・2号 秋田中央道路
3・2・1号 秋田駅八橋線
3・1・8号 秋田駅東中央線

2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第32号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成21年10月28日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入 札 名 プレスタ第32号広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第32号
- (3) 予定価格（税抜き価格）最低落札価格 19,048円
- (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
 - イ 租税に滞納がないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
 - エ 秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条の規定による制限を受ける者でないこと。

2 掲載する広告に関する事項

- (1) 規格等 掲載寸法は、日本工業規格A列4番の4分の1とし、掲載紙面は、プレスタ第32号（A4版、6ページ、紙質：マットコート90kg）の最終ページの右下部とする。
- (2) 色 1色刷り（赤）
- (3) 発行部数 16,000部
- (4) 配布対象 市内全小学校（47校）に在籍する児童の全世帯および市内全中学校（26校）、図書館、公民館等
- (5) 広告掲載時期 平成21年度市立小、中学校冬季休業（平成21年12月26日）直前から平成22年度夏季休業（平成22年7月26日）直前まで
- (6) 広告の内容等
 - ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
 - イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成21年11月17日(火) 午前10時
- (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定
落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高の金額をもって入札した者とする。
- (4) 契 約 日 平成21年11月18日(水)（予定）
- (5) 契約金額（広告料）の支払
広告料は、平成21年11月30日(月)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
- (6) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成21年11月10日(火)午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入

札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 入札参加申込書（様式1）
- イ 営業経歴書（様式2）
- ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿
- エ 納税証明書（写し可）
 - (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可
- オ 登記簿謄本又は個人営業の方は住民票（写し可）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成21年10月28日(水)から平成21年11月10日(火)までの平日午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所 秋田市教育委員会生涯学習室
 - ウ 申込用紙 秋田市教育委員会生涯学習室又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。
その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年11月16日(月)に行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会生涯学習室企画振興担当
電話 018-826-9047
E-mail ro-edlf@city.akita.akita.jp

秋田市公告

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第70号）第3条第1項第4号の規定に基づき、平成20年度に地籍調査を行った区域の土地について、地図および簿冊を作成したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の閲覧に供する。

平成21年10月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った区域 秋田市雄和平尾鳥字森ノ前、字西ノ沢、字築場の一部、字善知鳥の一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図・地籍簿（案）
- 3 閲覧期間 平成21年10月29日から同年11月17日までの土曜日、

日曜日および国民の祝日を除く毎日。ただし、出張閲覧は11月8日(日)に行うこととする。

- 4 閲覧時間（出張閲覧を除く。） 午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所 雄和市民センター1階 B会議室
- 6 出張閲覧場所 秋田市雄和平尾鳥字善知鳥 善知鳥会館
11月8日(日) 午前9時から正午まで
- 7 誤り等訂正の申出 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印のうえ、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 地図は、平成20年10月測量、簿冊は、平成21年10月2日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該予防接種を行うことを辞退したので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月28日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行うことを辞退した医師の氏名および予防接種を行った主たる場所

接種医師名	予防接種を行った主たる場所
宮 川 弘 彬	宮川内科医院 秋田市榎山本町11番8号

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月28日

秋田市長 穂 積 志

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
加 藤 織 江	工藤胃腸内科クリニック 秋田市中通一丁目3番5号 秋田キャッスルホテル2階
樋 口 誠 一	樋口ウィメンズクリニック 秋田市南通築地6番34号
沢 石 由紀夫	秋田県小児療育センター 秋田市八橋南一丁目1番3号
鈴 木 隆	玉田眼科 秋田市土崎港中央五丁目6番29号

教 委 公 告

秋田市教委公告

平成22年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒を次の

とおり募集するので、秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第7号）第7条第2項の規定により公告する。

平成21年10月1日

秋田市教育委員会

委員長 菊 地 重 昭

- 入学願書の提出期日および提出先
 - 提出期日
平成21年11月17日(火)から平成21年11月20日(金)まで
 - 提出先
秋田市立御所野学院中学校長とする。
- 出願資格
平成22年3月に小学校の課程を修了見込みで、秋田市内在住者又は在住予定者
- 募集人員
40名（秋田市立御所野小学校通学区域在住者又は在住予定者を除く。）
- 入学予定者選考の実施期日等
 - 実施期日
平成21年12月12日(土)
 - 内容
作文、面接
- 選考結果の通知
平成21年12月22日(火)
- その他
入学者決定に関して必要な細目事項は、別に定める「平成22年度秋田市立御所野学院中学校入学者決定要項」によるものとする。

秋田市教委公告

平成22年度秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成21年10月1日

秋田市教育委員会

委員長 菊 地 重 昭

- 選抜の種類
前期選抜および一般選抜を設定する。
- 入学願書の提出期間および提出先
 - 提出期間
ア 前期選抜 平成22年1月18日(月)から1月20日(水)まで
イ 一般選抜 平成22年2月15日(月)から2月17日(水)まで
 - 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長とする。
- 入学検定料
2,200円
- 入学志願者検査日
 - 前期選抜 平成22年2月2日(火) 面接
 - 一般選抜 平成22年3月5日(金) 学力検査および面接
ア 実施教科 5教科（国語、社会、数学、理科および英語）
イ 面 接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。
- 出願資格
 - 前期選抜 中学校又はこれに準ずる学校を平成22年3月に卒業する見込みの者で、「平成22年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」で定める「出願の

- 条件」を満たしている者
- (2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していない者とする。
- ア 中学校もしくはこれに準ずる学校を平成22年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者
- イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- 6 募集する学科名および募集人員
- (1) 学科名 商業科
- (2) 募集人員 男女 240名
- 7 合格者の発表
- (1) 前期選抜 平成22年2月9日(火)
- (2) 一般選抜 平成22年3月12日(金)
- 8 その他
- 入学者の選抜の実施に必要な細目事項は、「平成22年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり公共下水道築造工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成21年10月6日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 下管渠 第23号
- (3) 工 事 名 公共下水道築造工事
- (4) 工 事 場 所 保戸野鉄砲町地内ほか
- (5) 工 事 概 要 管きょ工（推進）
- 推進工法用鉄筋コンクリート管（φ1200）
L=519.48m
- 推進工法用鉄筋コンクリート管（φ800）
L=122.35m
- マンホール工
- 組立マンホール工 3箇所
- 特殊人孔設置工 3箇所
- 付帯工 1式
- (6) 工 事 期 限 平成22年3月31日(水)
- (7) 予 定 価 格 311,932,000円（消費税別）
- (8) 開札予定期日 平成21年11月4日(水)
- (9) 契約予定期日 平成21年11月10日(火)
- (10) 注 意 事 項 ア この入札は電子入札により執行する。
- イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

- 額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 入札執行回数は、1回を限度とする。
- 公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 共同企業体に関する事項
- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項
- 代表者要件
- ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事に登録されていること。
- イ 特定建設業の許可（土木工事業）を有すること。
- ウ 密閉型大口径推進工法（内径1,000mm以上のものに限る。）による公共下水道築造工事の元請実績があること。
- エ 秋田市内に営業所（建設業法第3条第1項に規定するもの）を有すること。
- オ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- カ 土木工事に係る資格および推進工事技士の資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- キ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- 代表者以外の構成員要件
- ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事のA級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。
- イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
- ウ 特定建設業の許可（土木工事業）を有すること。
- エ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。
- オ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成21年10月19日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
- ウ 施工実績調査（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3）
- エ 配置予定技術者調査（共同企業体の構成員ごとに作成し、

それぞれ資格者証の写しを添付のこと。)(代表者の配置予定技術者については、社団法人日本下水道管渠推進技術協会認定の「推進工事技士」の資格者証の写しを添付のこと。)(様式4)

オ 誓約書(様式5)

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年10月6日(火)から平成21年10月19日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年10月27日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成21年10月27日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成21年11月5日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部

秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階)
電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556

(3) 販売期間 平成21年10月6日(火)から平成21年10月28日(木)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式 23,950円(設計書850円、図面23,100円)(税込み)(CD-ROM有 1枚1,000円)

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成21年10月28日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。(無料)

(8) 閲覧期間 平成21年10月6日(火)から平成21年11月2日(月)午後3時までの販売店の営業時間内

(9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

6 その他

(1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

(4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部契約課工事契約担当

電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成21年10月9日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第28号 金照寺山ポンプ場 給水ポンプ交換修理	楢山城南町1番18号	平成22年1月29日	次の①および②の要件を満たしていること。 ①機械器具設置工事A級 ②上水道ポンプ設備の施工又は修繕の実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない

こと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年10月27日(火) 午前10時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館
 二階 会議室(庁舎 北側)
 入札保証金 免除
 契 約 日 平成21年10月29日(木)
 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す
 ること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され
 た金額に当該金額の100分の5に相当する額
 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数
 があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 を落札価格とするので、消費税および地方消
 費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ
 ず、見積もった契約希望金額の105分の100に
 相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入
 札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以
 上あるときは、直ちにくじにより落札者を決
 定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年10月20日(火)までに、
 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入
 札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
 イ 施工実績調書(別記様式2(省略))
 ウ 配置予定技術者の資格者証の写し
 (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは
 受け付けない。
 (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成21年10月9日(金)から平成21年10月20日
 (火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、
 午前9時から午後4時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入
 手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に
 指名通知するものとする。
 (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない
 場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知
 する。
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年10月23
 日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年10月9日(金)から平成21年10月26日(月)
 までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午
 後4時までとする。
 (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲
 載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
 平成21年10月9日
 秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号	修 繕 名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第29号	勝平橋水管橋 塗装修繕	川尻町字大川反地先	平成22年 2月19日	次の①および②の要件を満たしていること。 ①一般塗装工事A級 ②塗装技能士(鋼橋塗装作業)の資格者を配置できること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「一般塗装工事A級」とあるの
 は、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課
 に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課
 から一般塗装工事のA級に等級格付されている者をいう。
 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で
 あること。
 ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であ
 ると認められる者でないこと。
 エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 オ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない

こと。

- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できる
 こと(「塗装技能士(鋼橋塗装作業)」と兼務可)。
 キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続
 開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に
 基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続
 開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年10月27日(火) 午前10時30分
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館

- 二階 会議室（庁舎 北側）
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年10月29日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年10月20日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
- イ 配置予定技術者の資格証の写し
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成21年10月9日(金)から平成21年10月20日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
- 上下水道局ホームページ

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第30号 排泥池掻寄機レール 交換（No.2号池）	秋田市仁井田字新中 島221番地2（仁井 田浄水場内）	平成22年1月15日	次の①および②の要件を満たしていること。 ①機械器具設置工事A級 ②上下水道施設（浄水場・終末処理場・浄化センター他）で排水処理設備の施工又は修繕の元請実績があること。 （基本的要件については別に記載）

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者という。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年10月23日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年10月9日(金)から平成21年10月26日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成21年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成21年10月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

土崎港北三丁目および飯島字大崩の一部（別添図面（省略））に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成21年10月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

ると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年11月4日(水) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室（庁舎 北側）

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年11月6日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成21年10月27日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 施工実績調書（別記様式2（省略））

ウ 配置予定技術者の資格者証の写し

(2) 申込書等の提出

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号	修 繕 名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第31号	島合川水管橋 （下流）塗装 修繕	飯島字堀川地先	平成22年 2月26日	次の①および②の要件を満たしていること。 ①一般塗装工事A級 ②塗装技能士（鋼橋塗装作業）の資格者を配置できること。 （基本的要件については別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「一般塗装工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から一般塗装工事のA級に等級格付されている者をいう。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年10月16日(金)から平成21年10月27日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年10月30日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成21年10月16日(金)から平成21年11月2日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成21年10月23日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

オ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること（「塗装技能士（鋼橋塗装作業）」と兼務可）。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年11月10日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館

二階 会議室(庁舎 北側)

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年11月12日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
および入札心得を遵守のうえ、入札に参加する
こと。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され
た金額に当該金額の100分の5に相当する額
を加算した金額(当該金額に1円未満の端数
があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
を落札価格とするので、消費税および地方消
費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ
ず、見積もった契約希望金額の105分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入
札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人い
上あるときは、直ちにくじにより落札者を決
定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成21年11月4日(火)までに、
次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入
札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))

イ 配置予定技術者の資格証の写し

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは
受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年10月23日(金)から平成21年11月4日(火)
までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午
前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下
水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に
指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない
場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知
する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年11月6
日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成21年10月23日(金)から平成21年11月9日(月)
までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午
後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲
載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成21年10月23日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第32号 雄物大橋専用橋配水 管重防食修繕	新屋町字三ツ小屋・ 新屋町字新町後地先	平成22年3月19日	次の①および②の要件を満たしていること。 ①秋田市財政部契約課に塗装工事で登録していること。 ②水道用大口径送配水管(φ400以上)の重防食施工 の元請実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で
あること。

イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない
こと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であ
ると認められる者でないこと。

オ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を主任技術者と
して本業務に配置できること。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続
開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に
基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続
開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年11月10日(火) 午前11時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館

二階 会議室(庁舎 北側)

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年11月12日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す
ること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され
た金額に当該金額の100分の5に相当する額
を加算した金額（当該金額に1円未満の端数
があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
を落札価格とするので、消費税および地方消
費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ
ず、見積もった契約希望金額の105分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入
札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人
以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決
定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成21年11月4日(木)までに、
次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入
札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 施工実績調書（別記様式2（省略））

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））
（資格者証の写しを添付）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは
受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年10月23日(金)から平成21年11月4日(木)
までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午
前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手
すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に
指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない
場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知
する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年11月6
日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成21年10月23日(金)から平成21年11月9日(月)
までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午
後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲
載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成21年10月30日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	履行期限
第10号	超音波流量計購入	秋田市上 下水道局	平成22年 2月28日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録さ
れていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で
あること。

ウ 秋田市の指名停止および入札参加資格の停止期間中でな
いこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年11月17日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館

二階 会議室（庁舎 北側）

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年11月19日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す
ること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され
た金額に当該金額の100分の5に相当する額
を加算した金額（当該金額に1円未満の端数
があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
を落札価格とするので、消費税および地方消
費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ
ず、見積もった契約希望金額の105分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入
札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人
以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決
定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成21年11月10日(火)までに、
公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。
（様式1））を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受
け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年10月30日(金)から平成21年11月10日(火)

までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年11月13日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年10月30日(金)から平成21年11月16日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

